

○令和7年3月11日（火）

開議 午前10時00分

散会 午後4時38分

○出席委員（16名）

委員長	高橋紀博	委員	沼崎雅之
副委員長	石川まさゆき	委員	品田ときえ
委員	横山啓一	委員	中野ひろゆき
委員	笠井まなみ	委員	能登谷 繁
委員	中村みなこ	委員	金谷美奈子
委員	江川あや	委員	高花えいこ
委員	小林ゆうき	委員	安田佳正
委員	駒木おさみ	委員	杉山允孝

○出席議員（1名）

予算等審査特別委員会委員長 佐藤 さだお

○説明員

副市長	中村 寧	保健所地域保健担当部長	田村 司
市民生活部長	樽井里美	保健所保健総務課長	中屋 恵
市民生活部次長	岩崎昌美	環境部長	太田 誠二
市民生活部市民生活課長	今 賢太郎	環境部次長	松野郷正文
市民生活部地域活動推進課主幹	平島 淳嗣	環境部次長	澤渡 武士
市民生活部地域活動推進課主幹	小松 義尊	環境部環境総務課主幹	佐藤 岳晴
市民生活部市民課長	齊藤 淳起	環境部廃棄物政策課長	佐藤 文泰
福祉保険部長	川邊 仁	環境部廃棄物政策課主幹	笠井 則亜
福祉保険部障害福祉課長	水上 明子	クリーンセンター所長	大竹 清司
福祉保険部障害福祉課主幹	宮川 智美	病院事業管理者	青木 秀俊
福祉保険部障害福祉課主幹	木村 ひとみ	市立旭川病院事務局長	木村 直樹
福祉保険部生活支援課長	高桑 和寿	市立旭川病院事務局経営管理課長	吉田 朋生

○事務局出席職員

議会事務局次長	林 上 敦 裕	議事調査課主査	信 濃 孝 美
議事調査課長補佐	小 川 智 之	議事調査課主査	岡 本 諭 志
議事調査課長補佐	浅 海 雅 俊		

○高橋紀博委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、昨日の分科会で江川委員から要求のありました資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

（「要らないです」の声あり）

○高橋紀博委員長 それでは、資料の説明につきましては省略させていただきます。

それでは、昨日に引き続き、議案第４４号の分担部分のうち民生常任委員会所管分、議案第４５号、議案第４９号、議案第５１号、議案第５４号、議案第６１号の分担部分、議案第６３号の分担部分、議案第６４号の分担部分、議案第６７号ないし議案第８２号、議案第９１号のうち民生常任委員会所管分及び議案第９４号の以上２６件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○小林委員 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願いいたします。

全体の質疑に先立ち、いつものことながら、理事者の皆様をお願いいたします。

市の取組を遡ってお聞きする際など、私にとっても市民の皆さんにとっても分かりやすくするために、元号ではなく、西暦でお答えいただきたいと思います。御協力、よろしくお願いいたします。

民生所管分では３項目について質疑を行いたいと思います。

まずは、市政方針で協働のまちづくり事業に行政提案型制度を設けることが発表されましたので、これについて詳しくお聞きしていきたいと思います。

協働のまちづくり事業については、２０２３年の第３回定例会の決算質疑でも伺いましたが、改めて、協働のまちづくり推進費のうち、協働のまちづくり事業について、制度と予算の概要についてお示してください。

○岩崎市民生活部次長 協働のまちづくり推進費のうち、市民の企画提案による協働のまちづくり事業についてでございます。

本事業は、多様化する市民ニーズや地域課題に対し、きめ細やかな対応やサービスを提供すること、また、様々な団体と市が互いに特性を生かしたまちづくりに対して協働で取り組むことにより、効果を高めることを目的として、２０１０年度に開始した事業でございます。

２０２５年度につきましては、負担金２００万円、審査会委員報酬４３万２千円、報告会等会場費ほかで２０万円を計上しております。

負担金につきましては、市民の視点から企画された公共的な課題の解決や地域の活性化につながる事業の提案を自由なテーマで募集する市民提案型と、まちの活性化につながるテーマを市が提示し、具体的な内容は市民活動団体や企業等に提案してもらい、市の担当部局との協働で実施する行政提案型のメニューがございます。

○**小林委員** 2025年度は、協働事業の負担金として200万円を計上し、市民提案型と行政提案型の2つのメニューで募集するということでした。

1つつつ伺っていきたいと思います。

まずは、市民提案型について伺います。最近の負担金予算額の変遷についてお示してください。

○**岩崎市民生活部次長** 市民提案型の予算額についてですが、2019年度が200万円、2020年度が137万1千円、2021年度及び2022年度が200万円、2023年度及び2024年度につきましては100万円となっております。2025年度につきましては、市民提案型として100万円を計上しております。

○**小林委員** 2020年度だけは、事業決定の時期が早く、実際の負担金で予算額を計上したため、137万1千円になったと事前にお伺いしました。

市民提案型の負担額がしばらく200万円だったと思うんですが、2023年に100万円に減額されていました。この減額についてどのような理由があったのか、伺いたいです。

○**岩崎市民生活部次長** コロナ禍による影響もあり、提案団体数が減少している状況を踏まえまして減額をしたところでございます。

○**小林委員** コロナ禍は、確かに、市民団体というか、市民活動が停滞したのかなというふうには思うんですが、2023年には5類移行についての議論も進んでいたと私は記憶しておりますので、市民活動や提案団体が増えるということも考えられたのではないかなというふうにも思うところで。しかし、コロナ禍もあって提案団体が減少していたから予算が減額されたということでした。

では、これまでの事業応募数と採択事業の推移はどうなっているのでしょうか、お示してください。

○**岩崎市民生活部次長** 市民提案型の応募件数と採択数でございます。

制度開始初年度の2010年度から、応募数は10件前後で推移し、2017年度には17件の応募があったところでございますが、近年、応募件数が減少し、2021年度が4件、2022年度が6件、2023年度が4件、2024年度が3件、そして、2025年度が7件となっております。

採択数につきましては、毎年、予算の範囲内で4件から8件決定しており、近年では、2021年度と2022年度が4件、2023年度が2件、2024年度が3件、7件の応募がありました2025年度につきましては、現在、採択に向けた審査を進めているところでございます。

○**小林委員** 数字が多くて聞き逃してしまいそうだったので、もうちょっとゆっくり御答弁いただけると助かります。すいません、よろしくお願いします。

2017年度には17件の応募があったということでした。それを考えると、本当に近年の応募団体の減少を感じるころだなと思います。ただ、新年度は7件と増加しておりますので、2023年度に予算が減額されてしまったことで採択団体が減ってしまうのではないかなと思うと、ちょっと残念に思うところです。

さて、冒頭にもお話ししましたが、2023年の第3回定例会では、この事業について時間を結構かけて質疑をさせていただきました。そのときの質疑では、この事業が目指す協働というものが達成されていないのではないか、応募団体はもとより、事前の審査や事後の報告会への市民参加が少ないのではないかという御指摘をさせていただきました。

当時の部長からは、様々な課題について認識しており、実施方法の検討を行う、現在も改善に向

けて着手しているという答弁をいただいております。

具体的にどのように検討し、改善したのか、伺いたいと思います。

○岩崎市民生活部次長 協働事業の窓口担当として、提案団体の意見やニーズの把握、提案団体と行政とが目的を共有できるよう、定期的な情報交換のほか、書類作成時のアドバイスを行うなど、担当部署とのマッチングが円滑に進むよう、相談支援を行っております。

また、市民活動団体への直接的な周知として、旭川市市民活動交流センターで発行する通信やホームページにも募集情報を掲載しております。

○小林委員 協働の達成のために協働のまちづくりの担当部局として様々な支援を強化してきた、また、応募団体数増のために市民活動団体への周知を強化したということかなと思います。

しかし、審査会や報告会の市民参加が少ないという点にはあまり対策を講じていないように感じるところです。私は、まちづくりや市民との協働には、活動を行う団体だけではなく、直接的には活動に参加していない市民をも巻き込むことが必要なのではないかと考えております。審査会や報告会を通して市内の団体を知ったり、活動に関心を持ったり、新たな活動が生まれたり、次の活動の担い手になったりということが地域や活動の持続可能性を高めることにもつながると思います。

私は、今年の3月1日に行われた審査会を午後だけ傍聴しに行ったんですが、関係者と市職員の方が多くて、一般市民の方は相変わらずとても少ないなというふうに感じました。

また、審査は市民団体と協働先の部局のプレゼンテーションで行われますが、発表を終えた市職員の方がさっさと帰ってしまったのが印象的でした。それを見た市民団体の方も、同時に発表された市民団体の方ですが、あっ、職員の方が帰っている、もう僕たちも帰っていいんだねと言って帰られてしまったんですが、私はそれでいいのかなと非常に残念な気持ちになりました。

市民団体の方も、市職員の方も、貴重な時間を割いて参加しているのだということはもちろん分かっているのですが、まちづくりや市民との協働と言っているのに、もしかしたら、ほかのグループの発表にまちづくりのヒントや団体間の協働の可能性があるかもしれないのに、自分たち以外のグループの発表を見ないで帰ってしまうというのはもったいないのではないのでしょうか。

私は、この事業が非常に重要だと思っております、審査会や報告会にできれば多くの市民が来てほしいなと思っておりますし、恐らく、部局の皆さんもそう思っていらっしゃると思います。しかし、現実には、一般市民はおろか、市職員さえも傍聴していかないわけで、そこに市職員を含む市民のまちづくりや協働への意識というのが表れているのかなというふうにも思いました。

さて、次年度からは行政提案型を導入するということでした。市政方針に入れるくらいですから、市長としても市民と協働でのまちづくりというのを重要視してくれているのかなというふうにも思いますが、まず、行政提案型制度の概要について伺いたいと思います。

○岩崎市民生活部次長 行政提案型につきましては、担当部局がまちの活性化につながるテーマや企画を提示し、市民活動団体や民間企業からの提案により、担当部局と協働で事業を実施することで協働のまちづくりを推進するものです。また、行政提案型とすることで、担当部局における協働に対する当事者意識を高めることが期待されます。

○小林委員 地域活動推進課が決めたまちの活性化という大枠のテーマに対して、各部局が具体的なテーマや企画を提示し、民間団体や企業からの提案を受けて事業実施に至るという理解で合っているでしょうか。

また、行政提案型とすることで、担当部局における協働に対する当事者意識を高めることが期待されるということでした。協働の達成には、確かに官民双方の協力が不可欠だと思いますので、意識の高まりにつながることを期待したいなというふうに思います。

さて、この行政提案型についてですが、以前にも同様の制度があったとお聞きしました。これはこういった理由で廃止されたのか、伺いたいと思います。

○岩崎市民生活部次長 2010年度の事業開始時には、市民提案型と行政提案型を設けておりましたが、2018年度において、類似の負担金制度と比較し、整理をする中で、行政提案型について廃止をいたしました。

○小林委員 類似の負担金制度があつて、整理をする中で廃止したということですが、その類似の負担金制度というのはまだなくなっていないようですね。

その上で、行政提案型を再度導入した理由について伺いたいと思います。

○岩崎市民生活部次長 昨今の急激な人口減少や社会情勢の大きな変化にある中、閉塞感からの脱却やまちの活性化は喫緊の課題となっており、この課題を解決するためには、例えば、地域産業の活性化や観光振興、交通インフラなどといった全市的な波及効果の大きいまちの活性化につながるテーマに意欲的に取り組む必要があると考えております。

これまでの協働によるまちづくり事業では、市民活動団体などから自由なテーマで提案をいただき、子育て、福祉、環境といった多様な行政課題の解決に取り組んできましたが、行政が抱える喫緊の課題解決に特化し、よりスピーディーな解決を目指し、テーマや企画を市から提示する行政提案型として事業を拡充いたしました。

○小林委員 まちの活性化が行政の抱える喫緊の課題であり、その解決のためにこれに特化した行政提案型を導入するということでした。

ぱっと説明だけを聞くと、市民提案型でまちの活性化部門というものを導入するとか、まちの活性化に資するものだったら、その分を加点するとか、そういったものでも対応できたんじゃないのかなというふうに制度自体について思ってしまうところではあります。ただ、行政提案型にすることによって、行政としても当事者意識が高まり、積極的な関わりを持って取り組めるというのであれば、それはそれでよいのかなと思いました。

しかし、類似の負担金制度との整理の中で廃止に至ったこれまでの行政提案型との違いというのがいまいよく分からないので、これについて詳しく教えてください。

○岩崎市民生活部次長 2017年度まで実施をしておりました行政提案型の協働のまちづくり事業では、市内部でのテーマ設定には制約を設けておらず、提案いただく事業も地域を限定したものが多くございました。

また、行政との協働事業としては、現在も地域主体のまちづくりの推進に向けて設置されました各地域まちづくり推進協議会の実行委員会において、子育て支援部、防災安全部、福祉保険部と協働するテーマを設定し、事業を実施しております。

今回新設する行政提案型のメニューにつきましては、喫緊の課題で、かつ、全市的な波及効果が期待されるまちの活性化に絞ったテーマ設定の下、協働事業に取り組んでいこうとするものでございます。

○小林委員 廃止された行政提案型と類似の負担金制度というのが地域まちづくり推進協議会での

協働事業という認識でよろしいですか。そして、当時の行政提案型のテーマは、各部局が設定しており、そのテーマに対して民間団体が提案したものが地域を限定したものが多かった、そのため、今回は、まちの活性化という大枠のテーマを設定し、全市的な取組を行う事業を募集するということですね。大枠のテーマや範囲、事業における範囲というものを決めているというのが今回の行政提案型の特徴という感じでしょうか。

では、この行政提案型はどのようなスケジュール感やフローで進むのか、お示してください。

○岩崎市民生活部次長 2025年度につきましては、4月から庁内においてテーマ、企画を募集、その後、市民活動団体や民間企業からの事業提案、担当部局との協議、8月から9月にかけて書類審査やプレゼンテーションを実施、採択を決定し、10月頃から年度末が事業実施期間となる予定です。

なお、提案団体が本事業を活用しやすいよう、市民提案型と行政提案型と同一のスケジュールで募集、採択ができるよう、検討をしてみたいです。

○小林委員 新しい制度ということで、2025年度には、全体的に遅めのスケジュール感で同一年度に募集から事業実施まで行うということでした。

市民提案型は、前年度に募集し、翌年度に事業実施というスケジュールで春からの事業実施が可能となっているので、今後は市民提案型と合わせていくということを検討しているということですね。

ただ、1点、先ほどから気になっていたんですが、行政提案型の協働事業では、協働先として民間企業という言葉が含まれていたと思います。もちろん、民間企業も市民から成り立っているため、含めること自体を否定するわけではないのですが、ちなみに、今、市民提案型のほうも民間企業の応募というのは受け付けているのでしょうか、お伺いいたします。

○岩崎市民生活部次長 現在も市民提案型の中には民間企業も含まれておりますが、現在までに民間企業からの応募はなかったところでございます。

○小林委員 先ほども言ったように、民間企業も市民から成り立っているため、含めること自体を否定するわけでは一切ないのですが、ただ、営利企業なら特にだと思っんですけど、例えば、ボランティアで活動している団体に比べれば、資金的な背景や人的な動員力において優位性があるのではないかなというふうにも思います。課題解決という観点では、市にとって魅力的な協働先に見えるんじゃないかなというふうにも思います。

ですから、仮に、同じテーマで市民団体と企業が同時に応募してきた場合、企業のほうが優位になることがちょっと想像できてしまいます。市が課題解決に民間企業の力を借りたいのであれば、別の枠組みで実施すべきであり、この事業ではあくまでも市民団体が主体となる形が望ましいのではないかと感じるところです。

実際に市民提案型のほうには企業からの応募は現時点ではないということだったので、そこは市民団体の活躍ができていけるのかなというふうに思うんですが、行政提案型のほうには、結構大きく民間企業とのというふうに言われているところでもあります。あくまでも市民団体が主体となる形が私としては望ましいと思うので、これについてはお伝えしておきます。今後、検討していただきたいなと思います。

さて、この項目の最後の質疑になります。

市民提案型において、新年度は応募団体が増加しました。全採択できる予算措置をするべきとまでは言いませんが、審査に係るコストを考えると、特に、自分たちの手持ちで、お給料ももらえず、余暇で活動してくださっている方の中には、採択確率が低いものには応募しづらい、かけるコストの割にリターンが少ないと感じる団体もあるんじゃないかなと思います。

ですから、様々な市民や市民団体がまちづくりに関わる持続可能なまちにするためにも、せめて、コロナ禍を理由に減額した負担金予算というのを見直して、協働事業の振興を図ってはどうかと思うのですが、これについての認識を伺います。

○樽井市民生活部長 ただいま、協働のまちづくりということについていろいろと御質問や御指摘をいただいたところでございますが、まちづくりを推進する上では、やはり、協働の考え方、取組の重要性は非常に高いというふうに認識しております。

地域の特性やニーズに応じた効果的な施策を実施するためには、やはり、行政だけではなく、市民活動団体や民間企業との連携は不可欠であると考えております。

確かに、今回、応募件数が増えたと。私も、去年の報告会、そして、先日、先ほど委員のほうからありました公開プレゼンテーションにも出席しましたが、見ている中では来場者に市民の方が少ないという認識は非常に持っております。そのため、周知も含めた実施方法を検討していかないとならないというふうに感じております。

もう一つ、プレゼンテーションのほうで、提案団体と担当課との温度差といいますか、目的の共有というか、すり合わせにうまくいっていないところもあるのかなというふうに感じたところもあります。そこは、市の理解や認識にも課題があるかと考えておりまして、担当部局としてもしっかりと考えていかないとならないかなと思っているところであります。

そういう課題も含め、いろいろと考えていかないとないことが多くありますが、引き続き、公開プレゼンテーションや報告会を通じて、まずは多くの市民の方にこの協働事業に関心を持っていただくということ、そして、職員を対象とした協働への理解を深める研修などを充実させることで協働の輪が一層大きくなる取組を進めてまいりたいと考えております。

また、新たにスタートする行政提案型につきましては、実施過程において、実際に提案を受ける団体からの意見などもいただきながら、検証、必要な見直しを行っていく必要があるかと思います。

市民提案型を2020年に見直しているのと一緒に、そういうことはしていく必要があると思っていますし、そうした中で、今後におきましても、協働のまちづくりの推進に向けまして、毎年の応募状況や事業効果を見極めながら制度の充実を図ってまいりたいと思います。

○小林委員 今、部長がおっしゃってくださったように、市民と職員との間にかなり温度差を感じる部局もやっぱりあったのは事実で、2023年の第3回定例会でも言ったんですが、報告会に協働先の職員が来ていらっしゃらなかったグループがあり、市民団体だけで発表を行っていたということが実際にありました。

事業を一緒にやっていくというところで、市職員の方にとっては実際の自分たちの事業とはどうしても違う部分になるので、コスト感も高いのかなというふうには思うんですが、ぜひ、そこら辺の改善に、所管している部局として取り組んでいただきたいなというふうに思うところです。

また、市民提案型の応募団体数の増というのが一時的なものにならないように、そして、行政提案型も多くの市民団体から応募があるように願っていますし、公開プレゼンテーションや報告会に

関してはまだまだ市民参加が少ないということがあります。周知方法や開催方法について、市民の日に合わせて報告会を行うということをしていただいたり、検討を進めているんだと思うんですけど、どうしても参加者数が少ないということはまだあるので、これからも、随時、見直しや検討を進めていただきたいなというふうに思っております。

以上で、協働のまちづくり事業についての質疑を終えたいと思います。

続けて、ホームレス自立支援等対策費について伺いたいと思います。

まずは、この事業の概要と予算額と財源についてお示ください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ホームレス自立支援等対策事業は、ホームレスまたは不安定な居住関係にある方に対して一時生活支援を行うことにより、その方が地域社会で自立し、安定した生活を営めるよう支援することを目的としております。

事業費は、住まいを失った方が一時的に居住できるためのアパート1室の借り上げ、巡回や保守管理による委託料、アパートの光熱水費や燃料費、清掃費などであり、2025年度予算額は87万8千円でございます。そのうち、財源といたしまして、国庫支出金が58万5千円となっております。

○小林委員 ホームレスや不安定な居住状態にある方が一時的に利用できる住居の費用として87万8千円で、事業費のうち、3分の2が国庫支出金ということでした。

では、本市においてホームレスとされる方がどれくらいいるのか、ホームレスの定義と併せてお答えください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ホームレスの調査に関しましては、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法と国のホームレスの自立の支援等に関する基本方針に基づき、全国調査が行われております。

調査の対象は、法に規定する都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者となっており、調査方法は巡回による目視調査となっております。また、調査実施時期は毎年1月とされております。

本市も、これに基づき、毎年調査を行っており、今年度では1月21日に実施したところでございますが、法に規定するようなホームレスの方は確認できませんでした。この調査におきましては、本市では2019年度調査で1人だったことがありますが、以降はゼロが継続しております。ただし、厳冬期の1月に調査をしても、積雪寒冷地ではゼロが当然ともいえ、この調査の結果をもって本市におけるホームレスの人数がゼロとは言い難いところであり、正確には把握できていないものと認識しております。

○小林委員 毎年1月に実施されている調査では、定義に合致するホームレスはしばらく確認されていないということでした。しかし、おっしゃるとおり、1月に旭川でいわゆる路上生活者というのはなかなかいっしょにいないんじゃないかなというふうに思います。

ただ一方で、車上生活といったものをされている方はもしかしたらいるかもしれないなというふうに思うんですが、そういった場所で暮らしている方もこの事業における調査対象者となるのか、お伺いしたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ホームレス調査に当たりましては、極端に荷物が多い、異臭を放っているなど、ホームレス状態が疑われる方の目視調査を行っております。

道の駅の駐車場などでは、積雪やタイヤ痕の状況から長時間駐車していると思われる車両を注意して観察しておりますので、いわゆる車上生活者の方はホームレスの対象になり得るという認識で調査を行っております。

○**小林委員** 車上生活者の方もホームレスの対象になり得るということで、そうしたものも含めて積雪やタイヤ痕も確認して調査しているということでした。それでも、やはり、厳冬期ということもあって、あまり成果は出ていないのだなというふうに思います。

このホームレス調査に係るコストは、予算だけではなくて、人員とか時間とかも含めてどれぐらいかかるのか、お示してください。

○**高桑福祉保険部生活支援課長** ホームレス調査に関する予算措置としては特にございません。

調査は、早朝と夕方、夜間に実施しておりまして、6時半から7時まで、3人の生活支援課職員が、16時過ぎから20時まで2人の生活支援課職員がそれぞれ調査に従事しております。

○**小林委員** 予算はかかっておらず、人員も生活支援課の職員の皆さんで対応してくださっているということです。

私は、夏場に買物公園で大量の荷物を持っている方であったり、夜間に旭川駅から発車する電車がもうないのに駅構内でずっと時間を潰している方とか、郊外のスーパーが併設している商業施設のベンチに夜間にずっと座っていらっしゃる方を見かけたことがありました。ホームレス状態の方なのかなというふうにちょっと思いながら気にして見ていたところでありました。

余談ですが、そういった方に声をかけている方というのも見かけまして、もしかしてホームレスの方を支援している団体が旭川にもあったのかなというふうに思って、声をかけている方に話を聞いてみたことがあったんですけど、それは宗教の勧誘の方だったということがございました。本当に余談ですみません。

ホームレス調査に関しては、ほとんど該当者ゼロの状態が続いていますが、ホームレス状態の方のもちろんいないのではなくて、見つけられていないのが現状なのかなとこの話を基に感じております。

職員の皆さんの負担は増えてしまうので、全くコストがかからないというわけではないんですけど、予算が必要ないのであれば、厳冬期に行われる全国調査だけではなくて、市独自に別時期に調査を行ってもいいのではと思うのですが、これについてどのような認識でしょうか。また、別時期の調査を考えていないとすれば、その理由をお聞かせください。

○**高桑福祉保険部生活支援課長** 1月のホームレス調査に当たりましては、職員がいるバスターミナルや中央図書館、ときわ市民ホールなどの施設におきましては、ホームレス状態が疑われる方を時期を問わず見かけることがあるかなどについて、職員への聞き取りを行っております。

現実には、外見からホームレスの方かどうかを判断するのは困難であり、また、一過性の調査では実態を把握することは困難でありますので、市といたしましては独自調査が必要な状況には至っていないものと認識しております。

○**小林委員** ホームレス状態でも、いわゆる路上生活者のような外見や状態ではないこともありますし、外見から判断するのは難しい、これはそのとおりで思っております。

私も、今お話しした夜間に駅にいらっしゃる方とか、外見でたくさん荷物を持っていらっしゃる方とか、ずっといらっしゃるなということとは思えても、どうなのかはちょっと分かりにくいという

のはそのとおりだと思います。

そして、一過性の調査では実態を把握するのは困難だと思っているということで、それも本当にそのとおりだと思います。その方が何時間そこにいらっしゃるかというのは、自分も何時間かそこにいないと分からないという部分もありますので、そのとおりだなというふうには思うところです。実際に自分がホームレス状態にあることを知られたくないという心理ももちろん働くでしょうし、そのために、一つの場所にとどまらずに短期間で移動してしまうということもあると思います。

調査方法について、事前に少し伺ったんですが、1か所の調査に多くの時間をかけていないですね。ですから、その少しの時間にその場所にいらっしゃって、明らかな困り感があって、見つけれられるという可能性は本当に低いとは思いますが。

ただ、そういう意味で言えば、調査方法や時期などを含め、全国調査自体がなじむ自治体とそうではない自治体があるのではないかというふうに思いますし、本市におけるホームレス支援については本市独自に検討していく必要があるのではないかと思います。一過性の調査では実態は把握できないということだったので、それ以外の方法はないのかというのはぜひ検討していただきたいなというところであります。

全国調査においては、ホームレス状態の方が本市ではほとんど確認されていない状態なわけですが、では、ホームレスや不安定な居住状態にある方でこの事業を使っている方というのはどの程度いるのか、利用実績の推移をお示してください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 アパートの利用者につきましては、2021年度及び2022年度はゼロでありましたが、2023年度は3人の利用があり、2024年度も現在までで6人の利用がございます。

2024年度の利用6人のうち、利用日数が最も長かったのは44日間、最も短いのは2日間でした。6人のうち、家族の元に戻った2人を除く4人は、アパート利用中に生活保護を受給することになり、住居を確保するに至っております。

○小林委員 2024年度は6名、2023年度は3名の利用があったということです。

ただ、2021年度と2022年度は利用がゼロだったということなんですが、コロナ禍で全国的に失業者や困窮者が増加した時期でもあるなと思います。この期間に利用がゼロというのは実態に即していないように思いますが、これについての認識についてお示してください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 昨年まで10年間、2014年度から2023年度までのアパートの利用実績を見ますと、利用がゼロだったのは3年だけでございます。

利用日数の増減には、偶然の要素もあると思うんですが、2021年度と2022年度がゼロだったのは、コロナ禍でありましたので、コロナに関する様々な支援金がいよいよ結果につながった可能性がありますし、一方では、コロナを意識するあまり、利用者の受入れにより慎重になっていた面があったかもしれないとも考えております。

○小林委員 理由がゼロだったのが10年間で3年だけで、そのうちの2年がコロナ禍にしっかりかぶっているということでした。支援金がいい結果につながったならいいんですが、コロナを意識して受入れに慎重になったのだとすれば問題だなというふうには思います。逆に、コロナ禍で困窮者が増えたからこそ、積極的にというか、困っている方を幅広く支援していく必要があったんじゃないかなというふうには思うところです。

さて、ゼロが続いた２年を経て、昨年度と今年度には利用者がいます。今年度に関して言えば、現時点で昨年度の倍の利用者数になっております。利用者数の増の要因として何が考えられるのか、お示してください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 昨年度から利用が増えている顕著な理由は不明でございますが、利用者の状況を見ますと、失業等による家賃滞納で住まいを失ったというケースのほか、就職先などに何らかの見通しがあり、住まいを確保していない段階で市外から旭川に来たものの、その当てが外れ、友人宅などに滞在しているうちに手持ち金が減少して、アパートを借りるための費用の捻出が困難になったというケースも数件見受けられるところでございます。

○小林委員 今、失業等による家賃滞納で住まいを失ったというケース以外にも、旭川に就職先の当てがあって来てみたものの、住まいがなかったというようなことがあると。そういった利用者の方々の事情というのを今伺ったんですけど、挙げられた事情をお持ちの方が突然増えたという感じはしないなと思います。どちらかというと、今まであった問題にリーチできてきたから増えてきたんじゃないかという印象を受けるところです。

そういう意味では、制度が必要な方に届くようになった、利用者が増えたというのは、悪い意味ではなくて、届くようになったというふうに認識できるので、御対応くださっている職員の皆様には感謝を申し上げたいなと思います。

先ほどから私が申し上げているように、本市において、ホームレス状態の方や家をいつ失うか分からない不安定な生活を送らざるを得ない潜在的ホームレス状態の方というのがいらっしゃると思っております。

例えば、家族関係が良好ではない、家に安心していることができない状態にある、そのために、恋人や友人の家に身を寄せている状態である、ひとり暮らしをしていても賃金が低くて生活がぎりぎりだ、逆に、ひとり暮らしをしていて病気になってしまっただけで働くことができなくなったけれども、頼る人がいなくて家賃が払えない、そういったお話を伺うこともありますし、いつでも人は住む場所を失う可能性があると思っています。

また、路上で生活をしていなくても、車上生活をしていたり、ホテルなどで生活をしている方もいるかもしれません。実際に、今年の１月に窃盗で逮捕された１９歳の少年がおりました。彼は、自らが勤務していた飲食店で窃盗を行ったということでしたが、調べに対して、ホテル暮らしをしていて、ホテル代や食事代のために盗んだという供述をしているということです。彼がその生活に至った背景というのは、正直、全く分かりませんし、犯罪行為を擁護するつもりは私には一切ありません。しかし、１９歳の若者です。１９歳というのは、１８歳で成人というのが始まる前は未成年だったわけですね。そういった１９歳の若者が、家がなくて、ホテルに住まいを持っていて、食事とホテル代のために窃盗をしたと話しているということは大人として重く受け止めなければならないと思っておりますし、先に福祉につながっていれば違った結果があったのではないかなというふうにも思うところです。

話はちょっと変わりますが、本事業は、ホームレス状態の方や不安定な居住状態の方が利用できるということでしたが、この利用に関して具体的にどのような条件や制限があるのかをお示ください。

○高桑福祉保険部生活支援課長 アパートを利用できる方の要件といたしましては、現時点でホー

ムレスの状態にあり、現在の収入の額が住民税が課税されない段階にあること、預貯金や保有金が100万円以下であることなどとしてはおりますが、相談に来る方は、皆、様々な事情を抱えておりますので、緊急性等を勘案し、宿泊場所の確保が早急に必要であると認められれば利用対象とみなしてきております。

利用期間は原則として3か月以内としておりますが、部屋が1室しかなく、長期の利用は望ましくないことから、早期の住宅確保を支援するようにしております。

○**小林委員** 利用に関して条件はあるものの、必ずしも条件を満たしていないといけないというわけではなく、柔軟に対応しているということです。

また、期間も原則3か月以内ということでした。今年度はそんなに長い方はいらっしゃらなかったみたいなんですけど、昨年度は6か月ほど滞在していた方もいたと伺っておりますので、早期の住宅確保というのは支援しつつも、そこも柔軟に対応していただいているんだと思います。

一応、再度確認なんですけど、住民税の非課税かどうか、現時点でホームレスの状態であるか、そういった背景というか、不安定な居住状態に至った背景というのはあまり問わずに、いわゆるホームレスとか路上生活者に該当しなくても利用できるという理解でよろしいのでしょうか。

○**高桑福祉保険部生活支援課長** よろしいです。

○**小林委員** 経済困窮以外にも不安定な居住状態に陥ることはありますし、そのときに利用できるようであったというふうに思います。

先ほどお話しした事件の少年も、ホテル暮らしをしているときにつながれていればよかったのかなというふうに思います。そうしたら、こういった結果にはもしかしたらならなかったかもしれないというふうに思うところです。

とはいえ、1室しかないというのがネックだなというふうにも思います。今年度は既に6名の利用がありまして、住まいが必要となる方々が同時期に重なる可能性もあります。その際に1室しかないというのは、結構厳しいんじゃないかなというふうに思います。利用者が重なった場合はどのような対応となるのか、お示してください。

○**高桑福祉保険部生活支援課長** 現状では1部屋だけですので、仮に、当面の宿泊場所を確保する必要のある方が2人以上同時に発生した場合には、その方々の状況を見ながら、本市に落ち着く意思があり、生活保護の受給が見込まれる方については、住宅確保が困難な方の住居探し等を支援する民間の居住支援法人等に市から連絡を取ることで、早期の住宅確保を支援するなどの取組を行うことが考えられます。

市外に家族や友人など支援してくれる人がいる方であれば、そこに行くための最低限の交通費や当面の宿泊費を貸し付けるなどの方法を取ることも考えられます。

○**小林委員** ちなみになんですけど、こういった形で利用者が重なって、今御答弁いただいたような対応というのをしたことがこれまであったのか、伺いたいと思います。

○**高桑福祉保険部生活支援課長** 自分が知る限りではございまして、重なりそうだとということで準備したことはございまして、実際に重なったことは、この2年間、ないかというふうに思います。

○**小林委員** 重なりそうになったことはあったけれども、実際にそういった対応をしたことはないということですかね。分かりました。

住居の確保支援や宿泊費の貸付けがあるということだったんですけど、住居をなくす時点で周囲

との人間関係が希薄である方も多いでしょうし、当日すぐに入所できる住居が見つかるのかとか、その日に宿泊できる場所、ホテルとかが空いているのかということを見ると、非常に場当たり的というか、不安定な対応のようにも感じます。本当に重なったらどうされるのかなというふうにも思います。そのときにホテルがなかったからどうしようって困ることにならないようにしていただきたいなと思います。

ちなみになんですが、この事業以外に住居を喪失した人への支援制度を市として持っているのか伺いたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ホームレス支援とは趣旨が異なりますが、緊急避難先のシェルターということでは、DV避難者のためのシェルターがございますので、緊急の宿泊先の確保について相談のあった方がDV被害者である場合には女性活躍推進課の女性相談窓口につながることがございます。

また、火災や風水害、地震等の自然災害により被災した住宅困窮者につきましては、市営住宅の一時的な使用を認めていると伺っております。

○小林委員 DV被害であったり、災害による住居喪失に関しては支援制度があるということです。

話は替わるんですが、昨年の4月から、いわゆる困難女性支援法が施行されました。この法律で言う困難な問題を抱える女性というのは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性であり、地方公共団体はその支援に必要な施策を講ずる義務があるとされております。

少し前のデータで恐縮なんですが、2022年度に女性相談支援センター及び女性相談支援員が受け付けた来所相談人数というのが出ていたんですが、北海道は上位7位ぐらいの相談人数でありました。人口がそもそも多いというのももちろんあるんですが、それだけ困難を抱えた女性が多いんだなということだと思いますし、それによって住まいを失う可能性がある方というのも多くいらっしゃるということなんだなというふうに思っております。

実際に、私も、市内で不安定な生活を送っている女性、住居を喪失しかけている、もしくは、したという女性の話を伺うことがあります。これまで聞いた中では冬に車上生活をされているという方もいらっしゃいました。

しかし、都道府県単位では、DV以外の困難を抱えた女性でも利用できる一時保護所とか女性自立支援施設というのがあるんですが、北海道で設置されているのは札幌市となっております。旭川市にもDV被害者が利用できるシェルターや施設というのがありますが、それ以外の理由で住居をなくした女性が使える公的な支援というのがない状態だと思います。

実際に、女性相談の方に今日寝る場所がないという女性が相談に来たらどうするのかというふうに聞いたところ、生活支援課につながっておっしゃっていました。また、DV被害者だとしても、DVシェルターの利用に伴う行動制限、DV加害者の方と連絡が取れないようにスマホを預かりますよとか、そこにいてということが分からないような対応をされる、そこから通勤、通学ができないとかといった行動制限があることによって、DVを受けているんだけど、そのシェルターに入ると、仕事もしているしとか、通学もしているしとかでそういったところに行けないとなると、そのシェルターは使えず、DV加害者から逃げる方法というのが見つからないといったお話もあります。

長々とお話ししましたが、何が言いたいかというと、つまり、DVや災害といった理由がなく家庭にいられないとか、そういった理由で住居をなくした方の緊急的な受皿というものがこの事業しかないんじゃないかなというふうに思っているところなんです。

実際に市民の方から相談を受けたときに、何かできないかなと思っていろいろと方法を探してみるんですけど、最終的にここに行き着くのです。ここしかないんだなというふうに私も思いますし、恐らく、相談に行ってもそれ以外のところを紹介してもらえないだろうなというふうにも思うところなんです。

ホームレスの方もそう、家庭に困難があつて家にいられない方もそう、もしかしたらDVを受けているけれども、シェルターに入れないから一時的な避難ができないかといったときもここかもしれないと思うと、今後、利用者の増加傾向というのがどんどん続く可能性があるんじゃないかというふうに私は思っているんですね。

老若男女、属性を問わず、住居をなくした背景によらず、緊急性があるというときに柔軟な判断で利用できる住居が31.5万人ぐらいいらっしゃる都市に1室で足るのかなというふうに思っているところです。需要も増えているんじゃないかなと思うんですが、これから増やすことを考えていないのか、これについて認識を伺いたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 さきの答弁のとおり、今年度については6人が利用いたしました。利用日数の合計は108日でございます。

2年前、3年前は利用がゼロであり、1室では恒常的に不足しているという状況ではありませんことから、部屋数の増加のための予算確保には至っておりますが、委員の言われるとおり、様々な事情のある方々に対応するためには限界があるということは感じておりますので、今後の状況を見ながら事業内容の精査を進めていく必要があるものと考えております。

○小林委員 108日ということで、既に1年のうちの3分の1程度が利用されている状態でありますので、このときにさらに追加で利用したいという方がいらっしゃったら、どうしても対応が不安定になってしまうというところがあります。

また、事業費の3分の2が国庫支出金ということで、国から支援がある事業ですよね。1室増やしても、そこでまた3分の2の支援を国からいただけるのであれば、市としての持ち出しは少ないのかなというふうにも思います。人の生死に関わる部分ですし、その前につなげられていれば、先ほどの少年のようなこともなかったんじゃないかというふうにも思うので、ぜひ積極的な取組を期待したいなと思っております。

そして、女性相談を含めた関係部局としっかりと連携を図って、必要な方がきちんと利用できるようにしていただけたらなと思います。

というのも、恐らく、情報共有はされているんだと思うんですけど、こういった場合はどうしたらいいんだろうという話をしたときに、別の部局の具体的な制度というのをあまり知らないということもあり得るので、そういうときに相談者が不利にならないようにきちんと連携と情報共有をしていただきたいなというふうに思っております。

この項目の最後の質問になります。

この事業は、いわゆるホームレス状態にある方以外にも創設してくれている制度です。

先ほど話した事件の少年のように、ホテルやネットカフェで過ごしているとか、今は恋人や友人

の家で過ごしているが、いつまでいられるか分からない、そういった不安定な居住状態にある方々が、困難が複合化してもうどうしようもない、それこそ、お金がないから窃盗するしかない、暮らしていくためにはそうせざるを得ないとか、お金がないから体を売らざるを得ないとか、もうどうしようもないと追い詰められるほど困り切る前にこの事業につながれば、早期に生活の安定が見込めるかもしれないと思うんですよね。

ホテルやネットカフェで過ごしているとか、恋人や友人の家で過ごしているとか、そういうのは全くホームレスとは言えないですし、困り感も関係性が良好ならあまり出てこないかなというふう思うんですけど、こういった潜在的にいつホームレスになってもおかしくない方々の実態把握とかアウトリーチについてはどういうふうに考えているのか、困ってからではなくて、困るちょっと前ぐらいにつながれたほうがいいかなと思うんですが、それについて伺いたいと思います。

○高桑福祉保険部生活支援課長 ホームレスに関しましては、昨年12月に道の駅あさひかわから施設出入口に寝袋で寝泊まりしている車上生活者がいるという連絡が私どもにあり、当課の職員が現地に出向き、当人と話をいたしましたが、聞き取りに拒否的であり、アパートの利用を勧めても固辞されたため、困ったときには連絡してほしいということで、旭川市自立サポートセンターのチラシを渡すにとどまったということがございました。

本年度に借り上げアパートを利用した6人のうち、市に相談に来たとき、1人は車上生活者であり、2人はネットカフェ等で寝泊まりしていた方でした。それらの方は、幸い、市とつながりましたが、ホームレス状態にある方の多くが車上生活者やネットカフェにいるということはよく耳にすることでございます。

また、生活保護の相談に来られる方の中には、家賃滞納等で住まいを失い、現在、友人、知人、あるいは関係が良好ではない家族の元に身を寄せているが、早急の転居を迫られているという方が多くいらっしゃいます。それらの方もいつホームレス状態になってもおかしくない状況にあると言えます。

様々な状況にある潜在的ホームレスの方の実態把握は困難であり、アウトリーチにも限界があるところでございますが、先ほどの道の駅の事例のように、周囲の人から市に連絡が来ることもあり、また、本人から相談が直接寄せられる事例もございます。

市といたしましては、今後とも、御本人の意思を尊重しながら丁寧な対応をしまいたいと考えており、また、さきの答弁の繰り返しでもございますが、現事業の内容の精査も進めてまいりたいというふうに考えております。

○小林委員 相談に来られる方はいいかなというか、よくはないんですけども、自分から相談に来られるということで支援につながられるので、まだよいのかなというふう思うんですが、それこそ、会いに行って話をしてみようと思ったけど、断られてしまったということもあるということでした。生活に困窮していたり、困っている人ほど、自分から助けを求めにくかったり、援助希求能力が低いために抱え込んでしまうということもあるんじゃないかなと思います。

市民や周囲の方々からの連絡で現地まで行って支援につなげようとしてくれているということにほっとする気持ちもありはするんですが、明らかな困り感が見える方ばかりではないですし、今後アウトリーチや情報発信が、今後ともいうか、アウトリーチは連絡があって行くということでやったださっていると思うんですけど、まだまだこの事業自体が知られていないだろうなという

ふうにも思いますし、本当は使える方がたくさんいるのに届いていないんじゃないかなというふうに思うので、今後は情報発信が重要になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

事業のニーズというのはまだまだあると私の体感としてもすごく思うところなので、ぜひ事業の拡充と丁寧な対応をお願いして、この項目についての質疑を終えたいと思います。

最後の項目です。ごみ減量アクション推進費について伺いたいと思います。

まず、このごみ減量アクション推進費の概要と予算額についてお示してください。また、このうち、フードドライブ事業についても同様に予算額をお示してください。

○笠井環境部廃棄物政策課主幹 ごみ減量アクション推進費につきましては、ごみの減量化を図るため、家庭や事業所でのごみの発生抑制、再使用に対する意識の向上や積極的な行動の促進につながる啓発事業などを行うものであり、予算額は130万2千円を計上しております。

このうち、フードドライブ事業につきましては、2023年度に国の交付金を活用して期間限定で実施した後、本年度はゼロ予算で年度末まで実施していますが、新年度も引き続きゼロ予算となっております。

新年度のフードドライブにつきましては、これまでの回収状況や実施上の様々な課題を踏まえた上で民間事業者との連携を見据えながら新たな展開手法の検討を進めておりますが、実施に当たりましては、これまで委員からいただいた御指摘も踏まえ、食品の提供を受ける方への配慮が重要と考えております。

○小林委員 これまで私がした指摘も踏まえということで、ありがとうございます。

ごみ減量アクション推進費は、ごみ減量化を図るための事業に係る費用ということで、また、そのうちのフードドライブ事業についてはゼロ予算ということです。

今、御答弁でも言っていたように、このフードドライブ事業については昨年の第3回定例会で質疑及び指摘みたいなものをいろいろとさせていただきました。

当時の答弁から、フードドライブは、生活困窮者支援とフードバンク等の活動の支援、食品ロス削減やその意識の醸成という目的がある事業だということが分かりました。福祉的な側面も持つ事業なんですけど、この事業の所管が環境部廃棄物政策課であることや、集めた食品の配付は民間のフードバンクに任せており、配付については把握していないということから、福祉的な面がある事業にもかかわらず、福祉的な視点が欠けているのではないかと指摘させていただきました。

これについて、今後は関係部局との連携を強化するといった趣旨の答弁をいただいておりますが、2025年度の実施に向けてどのように連携を強化していくのか、または、したのか、伺いたと思います。

○佐藤環境部廃棄物政策課長 フードドライブ事業における福祉部局との連携につきましては、主に、回収した食品の提供に関する部分を中心に行っていきたいと考えております。

フードドライブで回収できる食品の量には限りがあり、いつどのようなものが回収できるかをあらかじめ見通すことができず、常時、安定的に回収できる保証もないという課題はありますが、必要とする方に広く食品が届くことが重要であると考えております。

このため、これまで以上に福祉部局との連携を密にすることで、フードドライブで回収した食品の内容や提供先に関する情報共有を積極的に行いながら、回収した食品の提供先としまして、これまでのフードバンク団体に加えて、新たに福祉部局が運営を委託する生活困窮者の相談先である旭

川市自立サポートセンターや活動状況を把握している団体も対象とするなど、食品提供の場を拡充することで食品を必要とする方へ広く行き渡るよう検討をしているところでございます。

○小林委員 回収した食品の配付を福祉部局と連携し、自立サポートセンターなどでも提供できるようにしていただけるということでした。

やはり、それぞれの窓口で対象者やつながりのある方というのは違うと思うんですね。ですから、それぞれの場所で提供することによってより多くの市民の中で資源循環が行われるということに期待したいなというふうに思っております。

今の御答弁で、安定的に回収できる保証がないことが課題であるというふうに言っていたいたかなと思うんですが、本事業は、集めた食品を配付することから福祉的な側面は確かにあるんですが、フードロスの削減によるごみ減量や資源循環を目的としているから環境部廃棄物政策課が所管しているということだったと思います。

市全体のフードロス削減意識が高まるから家庭にあるフードロスになりかけている食品を持ってきていただける、そういう意味で回収が増えるということもあり得るかと思うんですが、一方で、今は物価高で食品の価格もすごく上がっているの、できる限り無駄な食品を買わないようにしようというふうにすると、当然、フードロスになりかける食品が減るので、回収量というのは当然減るかなというふうに思うんですね。

これ自体は、何というか、フードロス削減意識が高まれば減少することもあり得るので、もともとが安定回収を見込める事業ではないのではないかと思います。今の答弁は、この事業の福祉的な位置づけと必要性を認識してのものであるからこそその懸念であるのかなというふうにも受け止めておきたいと思います。

先ほども言ったように、物価上昇も続いておりますので、私も生活困窮者への支援を続けるべきだと思っております。以前の質疑の中でも言いましたが、フードドライブ事業で集まった食料の中には困窮者支援のつもりで寄附して下さったものも含まれているのではないかと私は考えております。

そのため、将来的には、ごみ減量やフードロス削減のためのフードドライブというところからさらに一歩踏み込んだ資源や支援の循環を目指すフードシェア、公共冷蔵庫とか、そういったフードシェアの取組につなげて、食品支援であったり、資源の循環を続けていったらいいんじゃないかなというふうに思っているところです。当然、そのときは福祉部局が所管するべきだとも思っております。

とはいえ、今は環境部のフードドライブとして事業を行っているところです。昨年の質疑の際、最後に副市長答弁をいただきました。廃棄物政策課がごみ減量アクション推進という名目で集めた食品を困窮者を選別した上で配付するということは、受け取り手のスティグマにつながるのではないかと、所管の課の名称変更やゼロ予算なら福祉部局への事業移管なども考えられないかという問いでしたが、その際、副市長からは、意見はもっともなことであり、質疑の中でいろいろな課題が出てきたので、改めて考えていきたいといった答弁をいただきました。また、予算要望にも含めておりまして、市長とお話しした際も課題であると認識していただいていたかと思っております。

しかし、福祉部局との連携は進んでいるものの、残念ながら2025年度も廃棄物政策課で事業を行うということでした。どうしてそういった結果になってしまったのかなというのが残念なところ

ろであります。

この項目の最後にというか、私の分科会の質疑の最後に、副市長が改めて考えていきたいと言っていたいて、改めて考えてくださった結果、どうだったのかというところを伺いたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○中村副市長 フードドライブに関しまして、今委員会におきましても様々な視点から御質疑をいただきました。

食品ロスの削減という環境保護の側面と食品を必要としている方への支援というような側面があります。特に、回収した食品の提供については、委員から御指摘をいただいたとおり、食品を受け取る側の意識、あるいは、その立場というものを十分に配慮しなければならないということは十分に認識しているところでございます。

それで、事業の実施部局を含めて、組織がどうなのか、組織の名称もどうなのかというようなことがございました。いろいろと検討していくというような答弁をしたかと思いますが、現在、代表質問の市長答弁でもあったのですが、様々な細かい機構改革は行っているのですけれども、組織の大枠は2008年の機構改革を基に成り立っています。

そうした中で、当時、組織というのは、名称もそうですけれども、どういった事業をどこの組織でやるのかというようなことを十分に検討しなければならないということがありました。そこで、2008年当時にやったこういった事業はこの部局で、そして、この部局がやる名称はこうでというようなことを検討した上で今の組織が成り立っているわけです。

市長も代表質問で機構改革を早急に検討してやっていくというような答弁をしたかと思いますが、今言ったような視点でこの事業はどこの部局でやるのかも含めてきっちり検討をすべきだということで、新年度については確かに名称変更等の作業には手をつけていないのですけれども、この機構改革の中で、事業の実施も含め、どういった形がこのフードドライブの事業を提供する側、あるいは受け取る側にとって一番スムーズにできるのかということを踏まえ、機構の名称も含めてきっちり検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○小林委員 私は、この問題というのは本市が福祉や困窮者支援をどう捉えているのかというところを問うものだと思っております。

第3回定例会で本当にしつこく言ったので、恐縮なんですけど、やはり、生活困窮に陥っている方が人々の不要なごみや廃棄物を連想させるようなものを受け取るということがどういう思いになるのか、そういったことを市としてきちんと考えて寄り添うというか、生活ができるようにしていくことや御飯が食べられるようになっていることをどう捉えているのか、大きく言うと人権をどう捉えているのかなというふうにすら思っているところです。

どういった事業をどこでやるかというお話を今いただきましたけど、そもそも、この事業自体がすごく新しいものですよね。一番最初の事業構築の時点でここはすぐわないよねっていう話になっていけば別の部局に行っていたんじゃないのかなと思います。もちろん、交付金の縛りとかもあったのだとは思いますが、廃棄物政策課がごみ減量アクション推進の名の下、食べ物を集めて、それを困窮者に配りましょうという事業を設計してしまったのだらうと思うのです。

私も当時の担当部局の方にこれはどうなんだろうという話をさせていただいたんですけど、私が1年目だったということももちろんありますし、意図をあまり理解していただけなかったとい

う部分もあったのかなというふうに思っています。そのときにもうちょっと考えていただけたら、私もうまく伝えられていればよかったのかなというふうにも思うところですし、ずっとあった事業を今から変えてくださいと言っているわけではなくて、できたばかりのものなので、もうちょっと柔軟にできるんじゃないのかなというふうにも思うところなんですよね。

それから、組織、機構の見直しの際に名称変更を検討していただけるとか、事業をやるかどうかも含めて検討するということでした。これが市長の答弁では急いでやりますよということだったんだと思うんですが、具体的にいつ頃なのかというのがちょっと私には分かりませんでしたし、いつ頃か分からないものを待って、困窮者の皆さんが複雑な思いを抱えている状態を放置していいのかというふうにも思うところなので、いつ頃かを見通せるのかは分からないんですけど、できれば早急に取り組んでいただきたいなと思います。

ただ、何というか、これまで議論を重ねてきて、機構の見直しのときに変更するというのが、ある意味、落としどころなのかなというふうにも思うところなので、そのときまで最大限の配慮をしていていただきたいなと考えております。そこは本当によろしくお願いしたいと思います。

これで、環境部への質疑を終え、民生所管分の私の全ての質疑を終えたいと思います。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時19分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○横山委員 それでは、民生常任委員会所管分については、2項目、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、市民生活部に2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目同費の市民課DX推進費について伺いしますが、予算総額が4億1千800万円のうち、国庫支出金が2億5千700万円入っているという非常に巨額な事業です。

DXについては様々な事業が入っていると思うんですね。私には思うところがあってマイナンバーカードを持っていないんですが、今後、様々な市民の方からも問合せがあったり、そういうことも想定しておかなきゃいけないなと思いますから、勉強の意味でもいろいろ聞かせていただきたいなというふうに思います。

まず、このDX推進費の概要、それから、新年度予算の主なものについて御説明をいただきたいと思います。

○齊藤市民生活部市民課長 市民課DX推進費につきましては、市民課業務システムの標準化、最適化、法改正対応を統合的に行うことにより、安定的で円滑なシステム運用、事務の執行を図り、また、住民基本台帳事務、戸籍事務及び番号法事務における手続のDX化並びにマイナンバーカードの取得促進を図ることを目的といたしまして、令和5年度予算から3事業を統合して市民課DX推進費に再編したところでございます。

令和7年度予算の主なものといたしましては、住民基本台帳事務、戸籍事務及びマイナンバー関係事務において運用しているシステム群の維持管理に関わるもののほか、マイナンバーカード電子

証明書の更新申請等の業務を市内１３の郵便局へ委託するとともに、コンビニ交付サービスに係るシステム再構築及び関連する機器の更新を行うものでございます。

○横山委員 新年度の予算の中に郵便局への業務委託という説明がありました。そもそも、この委託業務の内容についてどのようなものなのか、御説明ください。

○齊藤市民生活部市民課長 委託の内容についてでございますが、マイナンバーカードに搭載しております署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の更新や発行の申請受付並びにマイナンバーカードに設定されている暗証番号の初期化の業務について、郵便局で行うよう委託するものでございます。

○横山委員 電子証明書の更新等というのが委託内容ということなんですけども、そもそも電子証明書はどのような場面で必要になるものなのか、お示しください。

○齊藤市民生活部市民課長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、電子証明書には２種類ございます。

まず、署名用電子証明書につきましては、氏名、住所、生年月日、性別の情報が電子的に記載された証明であり、用途といたしましては、e-Taxによる税の確定申告など、電子文書を作成及び送信する際に利用するもので、本人が電子文書を作成及び送信したことを証明するためのものがございます。

また、利用者証明用電子証明書につきましては、デジタル庁が所管しておりますマイナポータルの利用や住民票、戸籍証明書などのコンビニ交付での利用及び健康保険証としての利用時など、本人であることを証明するためのものございまして、もし期限内に更新しないこととなりますと、いずれのサービスも利用できないこととなります。

○横山委員 今、説明を伺っただけでどこまで分かってもらえるのか、私自身は何度か伺っているので、何とか理解はしていますけども、多くの市民の方がどこまでこの情報に触れているのか、そもそも、マイナンバーカードが導入されたときにこういったもので周知されていたものなのかということは非常に不安だなというふうに思います。でも、動いている事業でもありますので、取り組まなければならないということは一定の理解をしたいと思います。

では、新年度から業務を委託しなければならない理由は何なのかということを御説明いただけますでしょうか。

○齊藤市民生活部市民課長 マイナンバーカード本体の更新は、発行日から１０回目の誕生日、未成年者は５回目の誕生日までとなっておりますが、電子証明書の更新については、年齢を問わず、発行日から５回目の誕生日までとなっております。

マイナンバーカードは、平成２７年に交付が始まったところですが、国がマイナンバーカードの普及促進を目的に令和２年９月からマイナポイント事業を開始したことから、交付枚数が令和２年度から大幅に増加しております。

令和２年度に交付を受けた方は、令和７年度が１回目の電子証明書更新となり、既存の市民課及び支所の窓口だけでは混雑が予想されることから、手続可能な窓口を拡大し、混雑緩和による待ち時間の短縮と市民の移動負担の軽減といった市民の利便性を高めるため、令和７年度から電子証明書の更新等の事務を委託しようとするものでございます。

○横山委員 マイナポイント事業が始まったことで交付枚数が大幅に増加したということで、窓口

だけの対応が難しくなるんじゃないかということが予想されているということが前提の委託事業ということになるかと思います。

では、それを郵便局へ委託する理由は何なのでしょう。

○齊藤市民生活部市民課長 郵便局については、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の改正により、マイナンバーカード関係の事務を取り扱わせることができることとなったこと、また、同法では指定郵便局をあらかじめ議会の議決を経なければならないといった規定があり、マイナンバーカード等の特定個人情報を取り扱うに適する厳格な取扱いが定められていることから、郵便局へ委託することが最も適していると考え、委託するところでございます。

○横山委員 今回は13の郵便局へ委託するという事で提案されているんですけども、市内にはほかにもたくさんの郵便局があります。この13か所を指定された理由についても御説明ください。

○齊藤市民生活部市民課長 13か所の郵便局の指定理由ですが、まず、窓口の混雑緩和のため、総合庁舎や各支所の近傍郵便局として、東旭川郵便局、旭川九条郵便局、旭川神楽郵便局、旭川忠和郵便局、旭川春光台郵便局、旭川中央郵便局、永山郵便局の7局を、次に、市民が訪れやすい大規模な郵便局として、旭川北郵便局、旭川東郵便局の2局を、さらに、支所等の空白地として、また、人口密集地に存する郵便局である旭川五条郵便局、旭川緑が丘郵便局、イオンモール旭川西内郵便局、永山南郵便局の4局の計13局を指定したところで。

○横山委員 距離的にちょっと偏在しているんじゃないかと当初は思って、なぜここなのかということも伺ったんですが、人口の密集度合いによるというようなことも勘案されているということで一定は理解をしました。私は錦町に住んでいまして、私は更新対象じゃないですけども、どこが近いのかといたら、イオンか、市役所に行ったほうが早いのか、中央局かという選択肢になるかな、いずれもあまり近いところではないです。イオンはそれなりに近いですけども、住んでいらっしゃる住所によっては必ずしも便がいいところではないような気がします。

今後、この委託業務が状況に応じて、例えば混雑状況だとかを見て拡大されていくものなのかどうか、郵便局が増えていくかどうか、郵便局以外のところにも委託なんていうことが考えられるのかどうか、今後の見通し等、現段階で分かっていることについて御説明ください。

○齊藤市民生活部市民課長 今後のマイナンバー関係事務につきましては、令和12年にマイナンバーカード自体の更新申請が大幅に増えることを予想しております。また、今回初めて郵便局へ委託を行うことから、実際の利用状況などから費用対効果、利便性の向上効果などを検証する必要があると考えております。

こうしたことから、委託の検証結果やマイナンバーカード関係事務の状況変化を踏まえまして、委託業務内容や指定郵便局の拡大について検討してまいりたいと考えております。

○横山委員 るる御説明いただきましたが、国策として進められているマイナンバーカード事業ですので、市が直接的に責任を負っているとは言えないのは十分に理解しているところなんです。これまでのいろんな経過を見ると、マイナンバーカードの普及がなかなか進まない。だから、マイナポイントをつけて、言葉は悪いですけども、餌をぶら下げてということだったような気がします。それによってカード交付が集中したと。でも、実際には窓口で対応できないかもしれないから郵便局へ委託と。皆さんがどう思うかは分かりませんが、これって何だろうと

私は思うんですね。

そもそも、先の見通しがいい中でこういったことが行われてきてしまって、結局は自治体が尻拭いをさせられているんじゃないかなと思うんですよね。確かに、税金といいますか、国費も投入されていますけども、市役所の人員も余計にそこに費やさなければならないし、さらに外部へということになっていくわけです。何かを便利にするためにということで始めた事業ではないかなと私は思っていましたけども、誰が便利になったのか、誰が楽になったのか。カードの更新はこれから10年、電子証明書はさらに5年、ずっと続いていくということなので、一体、これで誰が恩恵を受けるのかなと。

運転免許証とマイナンバーカードの一体化もこの3月から開始ということが言われていますけども、さらにまた混乱を生むんじゃないかなということが予想されます。運転免許証については市役所で対応できる話ではないと思いますので、マイナカードを持っている方がどこまで整理して、情報を得られて、理解をして対応できるのか、とても心配だなということが予想されます。

それから、委託を受ける郵便局側です。これは委託先の話なので、心配することではないのかもしれませんが、対応人員が増えるのかとか、窓口の混乱は本当に大丈夫なのか。これは、行政の側からとか私たち議会もチェックができるのか、検証できるのかということも明らかになっていないような気がするんですね。

進まざるを得ないとは思いますが、そういった検証を今後はしっかりしていただくということをお願いというか、指摘をさせていただいて、この項目についての質疑は終わらせていただきます。

続きまして、環境部に4款衛生費2項清掃費1目じん芥処理費のリサイクルプラザ管理費についてお伺いをしたいと思います。

まず、この管理費の新年度予算と事業の内容について、概要を御説明ください。

○大竹クリーンセンター所長 近文リサイクルプラザは、令和7年10月から新しい施設への移転を予定しておりますけれども、9月末までは缶・瓶等の中間処理施設としての機能を有しますことから、それまでの作業員等の人件費や施設の維持費を予算に計上しております。

また、10月以降につきましても同施設で事業を展開しております障害者に対する就労支援の取組を継続しますことから、引き続き施設の維持管理に係る経費を計上しているものでございます。

○横山委員 それでは、リサイクルプラザの事業内容についても少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○大竹クリーンセンター所長 近文リサイクルプラザは、市内各家庭から収集されました年間約3千800トンの缶・瓶等の資源物の適切な資源化を行うための中間処理施設であります。

具体的には、本施設に集約されました空き缶、空き瓶、金属製の鍋やフライパンなどの家庭金物、紙パックを各専門のリサイクル業者に引き渡すために選別機や作業員の手によりまして8種類に選別し、保管しているところでございます。

さらには、小型家電や古紙、布類等の資源ごみ回収拠点として多くの市民が来庁するほか、障害者就労支援事業による古紙及び布類の選別作業を行い、広く資源化を実施しているところでございます。

○横山委員 それでは、現在老朽化したリサイクルプラザに代わる施設として新施設を建設してい

ると思いますが、現在の建設工事等の進捗状況と開業の予定等、今後の見通しについて簡単に御説明をいただきたいと思います。

○澤渡環境部次長 新施設の本体工事についてですが、今年度末に竣工し、令和7年4月上旬から中間処理設備の試運転を行いまして、調整や性能試験を経て、6月上旬には中間処理設備工事が完了する予定でございます。

来年度早々には、搬入道路や駐車場の舗装工事、また、照明等の設置工事などにも着手し、10月1日に供用を開始する予定でございます。

○横山委員 新年度10月1日供用開始の予定ということですが、障害者就労支援事業は旧施設に残って、それ以外が移管するということなんだと思いますが、旧施設のリサイクルプラザと新施設では具体的に何か変わるところがあるのか、施設、設備も新しくなると思うんですけども、具体的にどんなことが変わるのか、御説明をいただけますでしょうか。

○澤渡環境部次長 近文リサイクルプラザは、旧西清掃事業所の敷地と施設を再利用しており、本市における中間処理施設としましては比較的狭い敷地でありますことから、新施設の敷地面積は3千900平方メートル、延べ床面積は1千95平方メートル増えることとなります。また、新施設で処理する対象資源物は現施設と変更はございませんが、資源物の搬入量が減少しておりますことから、1日当たりに処理する能力は26トンから20トンと6トン減少します。

リサイクルプラザは施設や設備の老朽化が進んでいるほか、既存施設を改修して設備を配置した結果、瓶と缶が交ざった状態の中から色別に瓶を手で選別しているなど、選別処理工程の効率が悪い状況でございます。

こうしたことから、新施設では選別処理の配置を変えまして、空き缶をまず機械で選別してから瓶を選別するように工程を見直し、効率よく処理することでリサイクル率の向上を図ります。また、市民や小学生などの来訪者が施設を見学できる通路を新設し、安心して選別作業の様子を見学できるようにすることで環境学習の場としての機能も持たせております。

○横山委員 作業工程が変わる部分があるということを伺いました。

現施設の課題を解消して品質を向上させることで作業の効率がよくなることになると思うんですけどもそれによって、例えば、作業員の数に変化が出てくるのかということについてもお伺いをしたいと思います。

○大竹クリーンセンター所長 現施設の選別作業には14名の会計年度任用職員が従事しております。

具体的には、ストックヤードに3名、タイヤショベルに1名、ベルトコンベヤーの手選別に8名、アルミ缶、スチール缶のプレス機に2名となっております。

新施設では、作業工程を見直し、効率化を図りましたことにより、ストックヤードが1名減の2名、ベルトコンベヤーでの手選別が1名減の7名の合計12名での運営が可能となっております。

○横山委員 新施設が2名減の体制で運営が可能な施設だということで、今、答弁がありました。

これは2名の作業員を減らすということなのか。そうなれば、現施設で作業されている方のうち、2名は仕事を失うということになります。今年9月までは旧の施設で作業をしている方が10月には仕事を失って仕事を探さなければならないということになるのでしょうか。

施設が新しくなって作業効率が上がる、それによって作業員の活動が必要なくなるということは

一定理解できないわけではないですけども、実際に2名も減らして間違いなく運営ができるのか、非常に危険を伴う作業でもあると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○大竹クリーンセンター所長 新施設の移行に伴いまして、作業員を2名減らすことにつきましては現場から不安の声があるのも事実としてございますが、供用開始前の4月から実際に作業員を配置しての試験運転を行い、新たな作業工程を習得し、慣れてもらう期間を設けるなど、状況をしっかり確認しながら適切な施設運営に努めてまいります。

○横山委員 試運転を行いながら状況を確認しておくということですけども、例えば、人員の削減によって施設運営に支障を来すということになれば、結果的に市民サービスが低下するということになりますよね。

そういうことがないように、特に人員の配置等については特段の配慮が必要だと私は思うんですけども、それについての見解を伺います。

○太田環境部長 人口減少や高齢化によります人手不足というものが深刻化する中、本市におきましてもDX化の促進による業務の効率化が求められているところでもございますし、厳しい財政状況の中、施設整備の更新に際しましては、市民サービスの低下を招くことなく、事務の改善や効率化によるコストの抑制といったことも求められている状況でございます。

しかし一方で、新施設への作業が想定どおり12名で可能かどうかにつきましては、実際に作業してみなければ分からない部分もあるかと思しますので、今後の試運転によりまして、その作業工程上、必要な人員配置数を慎重に見極め、施設運営にどうしても支障が及ぶというふうに判断される場合には人員増を要求するなど、施設の適切な運営管理に取り組んでまいります。

○横山委員 新施設に移行する中で様々な不安があるということで伺いました。

答弁にあったように、実際に12名で本当に安全に稼働できるのかどうかというのは、試運転をし、稼働させてからも確認を続けていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

近年、様々な現場で様々な事故が頻発しているという印象を私は持っています。この間の新幹線の連結部分が外れるということは前にもあって、またというふうに繰り返されるということが日本各地でいろいろと見受けられています。それは、結果的には、効率化や省力化によって人員削減をして、ゆとりを失ってしまった現場で起きていることではないかなというふうに思います。

私が前に勤めていた学校現場でも実は同じようなことが言われていて、仕事は増えても人は増えないから、結局、効率化、省力化が求められて、みんなゆとりがないから、何かを見逃して、やっぱり事故が起きるということが繰り返されているような気がするんですね。その犠牲になるのは、職員であったり、作業員であったり、そして、市民でもあるということだと思います。

それから、リサイクルセンターは、会計年度任用職員が、結局、市にとって非常に都合のいい削減人員、増減に都合のいい調整弁として使われているということの表れではないかなと思うんですよね。当該の職員にとっては、突然、仕事を失う、もしくは、経験のない職場へ移らなければならないということにもなるんじゃないかなと思います。

定年延長などで、今、高齢者も仕事を続けなければならない時代になってしまいました。一方で、本当に長く安心して働ける職場の環境が整備されているのかということ、非常に心もとない状況なのではないかなというふうに思います。確かに、経費節減だとか効率化が求められることは理解しますが、公務職場、税金によって賄われる職場こそ、そういったことをしっかり保障していく

ことを示していかなければならない責任があるんじゃないかなというふうに私は思います。

ぜひ、新施設への移行に当たっては、特に人員配置については慎重に対応していただいて、私が懸念しているようなことが起きないように取り組んでいただければということをお願いして、私の質疑を全て終わりたいと思います。

○高橋紀博委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午後 1 時 00 分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○安田委員 まず最初に、4 款 1 項 1 目の急病対策費の令和 7 年度の予算額とその内訳を教えてください。

○中屋保健所保健総務課長 急病対策費の令和 7 年度の予算額は 1 億 1 千 50 万 5 千円を計上しており、その内訳といたしましては、救急診療の最初の段階である 1 次救急として、在宅当番制、オンコール制及び小児科夜間急病外来に伴う薬局開設委託料を合わせて 6 千 447 万 8 千円、重症救急患者を受け入れる 2 次救急として、上川中部圏域病院群輪番制事業負担金及び小児救急医療支援事業費補助金を合わせて 3 千 863 万 9 千円、複数の診療科領域にわたる重篤救急患者の救命医療を行う 3 次救急として、旭川赤十字病院救命救急センター運営費補助金 702 万円、そのほか、災害保険料など 36 万 8 千円となっております。

○安田委員 本市ではどのような救急体制を取っているのか、教えていただければと思います。

○中屋保健所保健総務課長 休日、夜間等における救急診療の最初の段階である 1 次救急につきましては、内科、外科、小児科の土曜日の午後と日曜日の日中、加えて、内科と外科は午後 6 時から 9 時まで、開業医療機関による在宅当番医制により実施しており、小児科につきましては、毎日午後 7 時から 10 時まで、市立旭川病院の一角においてセンター方式で実施しております。

なお、毎日、午後 10 時から翌朝 7 時半または 8 時までは、市立旭川病院において夜間急病センターを開設し、内科等を診療しております。

次に、2 次救急につきましては、一般的に患者が自力で来院することが難しく、救急車などが出動するような場合で、即日帰宅が難しく、入院となるケースやすぐに手術が必要なケースであり、市立旭川病院、旭川赤十字病院、旭川厚生病院、旭川医療センター及び旭川医科大学病院の 5 つの基幹病院による輪番制を実施しているほか、小児救急医療は旭川厚生病院で実施しております。

また、3 次救急につきましては、2 次救急では対応できない重篤患者や特殊疾病患者を受け入れ、より高度な救命救急医療を行うもので、旭川赤十字病院と旭川医科大学病院で実施しております。

○安田委員 昨年の第 3 回定例会の決算の分科会で、能登谷委員が内科在宅当番医の準夜帯のセンター化を求める要望書が医師会から出されていることについて質疑をされていましたが、それとは別に外科の体制見直しに係る要望書も提出されたと聞いております。

改めて、内科、外科の要望書の内容をお示してください。

○中屋保健所保健総務課長 一般社団法人旭川市医師会から、内科につきましては令和 5 年 9 月、外科につきましては令和 6 年 10 月に市長宛ての要望書を受領しており、その内容につきましては、

近年の新規開業医療機関の減少や開業医の高齢化、働き方改革の影響などによる当番医療機関の負担を軽減するため、内科、外科ともに午後6時から午後9時までの準夜帯の診療について、平成26年からセンター化された小児科準夜帯と同様に、365日対応可能な診療センターの設置を要望するものでございます。

○安田委員 要望書の受領後、市はどのような対応をしてきたのか、対応の中で把握した課題なども併せてお聞かせください。

○中屋保健所保健総務課長 市のこれまでの対応についてであります。令和6年7月に旭川市医師会との意見交換会、また、道内主要8市を対象とした1次救急体制に関する調査、同年8月には市内の救急告示病院へのヒアリングやアンケート調査を実施し、道内主要市への調査では、他都市においても在宅当番制の維持が困難なため、センター方式とした事例があることなどが分かりました。

また、救急告示病院へのアンケートでは、将来的にはセンター化が必須であるとの御意見や、センター受託に当たっては、人員確保や委託費など、様々な状況について検討が必要といった御意見をいただいたところです。

また、随時、市立旭川病院事務局との情報共有を行ってきたほか、令和6年12月には、外科の1次診療を担う開業医や2次救急診療を担う基幹病院等を参集し、外科の診療の現状や課題について協議する意見交換会を開催しました。

この意見交換会では、在宅当番制は看護師や医療事務職の負担も大きいこと、また、2次・3次医療機関は、重篤患者の受入れや高度な救命救急医療という従来からの役割がある中、スタッフなどに余力がなく、1次救急のサポートが困難であるといった現状を把握したところでございます。

○安田委員 今、答弁をお聞きすると、センター化には様々な問題があり、大変時間がかかりそうだということが分かりました。とはいえ、当面、在宅当番制の割当ては問題ないのでしょうか。

○中屋保健所保健総務課長 在宅当番制を含む急病対策事業を受託している旭川市医師会からは、在宅当番の割当てに大変苦慮しており、ここ数か月は当番が決まらない可能性もあったものの、医療機関の御協力により何とか埋めることができている状況であると伺っております。

今後も同様の状態が継続する可能性が高く、かなり厳しい状況であることは承知しておりますので、本市といたしましても早急に対応策を検討してまいります。

○安田委員 小児科の準夜帯は、平成26年度から市立旭川病院でセンター化しております。

では、内科や外科を同じように市立病院で受けることができないのか、現時点での課題などについてお答えください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 小児科の準夜帯の1次救急は、平成26年度から当院においてセンター方式で実施しておりますが、開始当時とは人材確保の状況が大きく変わり、勤務時間が夜で短時間ということもあり、看護師の確保が難しく、欠員が生じたり、繁忙期などで人手が不足した場合は当院の正職員看護師が対応しなければならない日も少なくないなど、大変苦慮している状況となっており、新たなセンター化により、今以上に困難となることが想定されます。

また、医師につきましては、小児科の準夜帯には、当院の小児科医師も月のうち3回程度は当番に組み込まれている状況にありますが、昨年4月からの医師の働き方改革に伴い、医師の時間外労働の上限規制が開始され、当院の医師の労働時間を短縮する取組が求められている中、整形外科の

常勤医師は4月から1名のみということもあり、内科や外科のセンター化により、当院医師を小児科のように新たに当番に組み込むことは難しいものと考えております。さらには、センター化に伴っては事務職員も必要となりますことから、こうした人材のスポット的な確保は非常に大きな課題であると考えられます。

また、当院では、月に8回から9回の2次救急当番を行っておりますが、近年、救急搬送件数が増加傾向にあり、患者の動線や診察する場所などとの兼ね合いも課題となっております。

こうした諸問題に日々対応していく必要があり、当院の経営状況が厳しく、様々な収支改善策に取り組んでいる最中、現時点でセンター化に取り組む余力はないものと考えております。

○安田委員 様々な課題があることは理解しましたけれども、在宅当番医の現状を考えると、早急に検討を進める必要があると考えます。保健所としては今後どのように対応していくのか、お答えください。

○田村保健所地域保健担当部長 昨今の新規開業医療機関の減少や開業医の高齢化、働き方改革の影響などによりまして、在宅当番医制の維持が困難となりつつあります。当番医療機関の御負担が非常に大きいということはこれまでの意見交換等でも直接お伺いしておりまして、本市といたしましても重く受け止めているところであります。

これまで、開業医療機関や基幹病院、救急告示病院などから、こうした課題を解決するために様々な御意見をいただいたところでありまして、例えば、センター化に前向きな病院を中心に複数の拠点を整備する手法や夜間急病センターを拡充する手法、また、幾つかの救急告示病院を含めた1次救急体制を整備する手法など、今後は、内科、外科、それぞれにおいて様々な手法を組み合わせながらどのような体制構築が可能かについて速やかに検討を進めてまいります。

○安田委員 市立病院、保健所での勤務経験がある中村副市長は、それぞれの立場で十分に理解ができると思いますが、この件に関しましての御見解をお聞かせください。

○中村副市長 これまでの答弁を聞いていまして、小児科の準夜帯を市立病院でやるとなり、市内の小児科の先生ができないということでセンター化を望むという要望を受けたときに私は保健所にいました。

実際にそれを市立病院にお願いしたいと保健所の立場でいろいろと言って、最終的に市立病院で受けていただけということになったのですが、なぜか市立病院に異動になり、受ける事務を1年間やって、次の年から小児科がセンター化されたということです。

思い出しますと、当時の市立病院の小児科の科長がかなり意気を感じてくれて、子どもたちの健康、命を守りたいということで、市内の当番医では難しいのであれば、市立病院でやると言っていた進んだということがあります。

現在は、これまでの答弁にもあったように、そのときから状況が非常に変わっております。医師も上川中部地区は多いと言われていましたけれども、実際は高齢化なりなんなりが進んで、そのような余裕のある状況では決してなく、看護師やその他の医療スタッフについても同じような状況です。

そうした中で市立病院でのセンター化という話もございますけれども、市立病院からの答弁もありましたように、非常に厳しい状況であるなど。今は、小児の1次救急、それから、夜間急病センター自体も当時は医師会でやっていたものを市立病院で受けているというようなこともあります。

そのようなことから言うと、先ほど地域保健担当部長が言ったセンター化に前向きな中規模の病院、あるいは、夜間急病センターについてもう少し時間を長くするとか、今までいろんな意見を保健所で聞いてきておりますけれども、今度は具体的に条件を示していく必要があるのではないか、こういった条件であれば受けていただけるかという段階にもう来ているのかなと考えております。

そのようなことも含めて、もう一步踏み込んで医師会や関係医療機関なりなんなりと話を進めていき、問題を解決していくしかないのかなというふうに考えております。

○安田委員 小児科と同様に市立病院でセンター化は難しいのか、課題は管理者にもお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○青木病院事業管理者 内科、外科の準夜帯のセンター化については、先ほど答弁がありましたとおり、第1には人材の確保、そして、診察を行うための場所の確保、診察に必要な設備を整えることなどが必要であります。当院の経営状況や社会情勢の変化などにより、そういった対応が非常に難しくなっております。特に、現在の地域医療最大の課題は医療人材の確保であり、センター化により、現在の2倍、3倍の人員を常時確保しなければならないのは大変難しいと考えております。

当院は、公立病院として他の病院が担うことが難しい様々な医療を実施しておりますが、それらを考慮したとしても、現状において当院でセンター化を行うのは簡単なことではないものと認識しております。

なお、道内の夜間急病センターを設置している全23市の1次救急について、この協議会の会長を私は一時やっておりましたが、医療機関で対応しているのは2つの市のみで、いずれも公的病院であり、公立病院で対応している事例はございませんでした。

以上でございます。

○安田委員 風のうわさで青木管理者がこの3月で卒業されるということをお聞きしたんですけども、市立旭川病院に対する思いなどがあれば、一言、お聞かせいただければと思います。

○青木病院事業管理者 このような発言の機会を与えていただいた安田委員に感謝申し上げます。

私は、2006年に院長を拝命し、その後の管理者を含めて今年で約19年になり、この間、委員の皆さんにはいろいろと御指導、御鞭撻をいただき、感謝申し上げます。ただ、後半の10年間以上は、私の経営能力のなさにより、皆様よりお叱りを受けたことが多くなり、大変申し訳なく思っております。

さて、コロナの後も患者は戻らず、人口減、職員の給料アップ、薬品などのコストの大幅なアップなどにより、病院の経営状況は悪化し続け、最近の病院団体のデータでは、公立病院の90%以上、公的病院の75%以上、民間病院の60%以上が赤字と言われ、完全に病院崩壊と言われております。そこで出てきたのが病院の選択的撤退論です。病院間のチキンレースにより、なし崩し的に倒れる、潰れる前に撤退を考えようではないかという案であります。

2027年より、2040年を見据えた新しい地域医療構想が始まります。私は、道庁の専門委員と日本医師会の専門委員を務めておりますが、これまでの病院間の機能管理のほかに、かかりつけ医、在宅医療、医療と介護、そして、精神医療について策定中ではありますが、課題が山積みしており、強力なリーダーシップが必要と感じております。

私の尊敬している元全国自治体病院協議会会長の邊見公雄先生は、医療と教育は市場経済原理に参入してはいけないと述べております。

最後に、後任の石井病院管理者をよろしく願いすると申し上げますとともに、委員皆様の御健勝、そして、旭川市議会のますますの御発展を祈念申し上げます。

長い間、ありがとうございました。

○**安田委員** 青木管理者、長い間、市立病院に御尽力いただきまして、ありがとうございました。

これで、1次救急センター化の質問は終了させていただきたいと思います。

では、このまま次に行きます。

お墓の話です。

実は、昨年、駒木委員が質問されていて、先輩議員としてはそれをなぞって質問するのも恥ずかしいなと思ったんですけど、質問させていただきたいと思います。

4款1項5目の墓地管理費について、予算と事業の概要についてお示してください。

○**今市民生活部市民生活課長** 墓地管理費につきましては、市営墓地及び旭川聖苑の敷地内にある旭川市共同墓の維持管理に要する経費を計上しておりまして、予算額といたしましては2千653万7千円となっております。

主な内容としては、墓地の草刈りや除雪、支障木の伐採など、維持管理に係る委託料として1千740万6千円、墓地管理や受付事務などの業務に従事する会計年度任用職員の人件費として567万8千円、墓地管理人に対する謝礼として110万9千円、保守管理及び共同墓の納骨に必要な消耗品として117万1千円などとなっております。

○**安田委員** 市営墓地は市内に何か所あるのか、そして、全体の区画数と空き状況がどうなっているのか、分かる範囲で結構でございますので、お答えください。

○**今市民生活部市民生活課長** 市営墓地につきましては、神居、近文などの敷地面積の広い墓地や小規模な墓地を含めると、市内で全18か所となっております。

また、各墓地の空きの有無については把握しておりますが、様々な土地の形状があり、現地確認をしなければ正確な区画を確定できない用地もあるため、全体の区画数の把握は困難な状況にございます。このため、使用許可総数で申し上げますが、令和6年12月末時点で2万3千973件となっております。

○**安田委員** 昔は入りたくても入れないと言われていた市営墓地なんですけれども、現状の待機者はどのようにになっているのか、お答えください。

○**今市民生活部市民生活課長** 墓地の待機者につきましては、10年前は200件以上となっておりますりましたが、近年は減少しており、現在、4か所の墓地で11件となっております。

これは、使用申込みに際し、特定の場所を希望されるなど、一定の条件のある方、あるいは、冬期間の申込みのため、雪解けまで現地の確認ができず、許可待ちとなっている方などでございまして、条件が整い次第、順次、使用の御案内をする予定となっております。

○**安田委員** 11件ですか。しかも、冬に申し込んだら、場所や何かの確認ができないから、その人たちも、来年度、うまくいけば半分ぐらいはいなくなるのかなと思います。

今は共同墓と呼ばれているものが平成30年9月10日に供用開始となっておりますけど、これができたことで市有墓地の使用状況に何か変化がありますか。

○**今市民生活部市民生活課長** 市営墓地の使用状況の推移につきまして、共同墓供用開始の前年度である平成29年度からで見ますと、許可件数としては、年によって増減はありますものの、40

件台から60件台と大きな変化はございません。

一方で、返還数といたしましては、平成29年度は122件でありましたが、共同墓を供用開始した平成30年度は188件、以降、令和2年度を除き、200件台と以前よりも多い件数で推移しており、納骨場所が墓地から共同墓に一定数流れている状況にあるものと認識しております。

○安田委員 共同墓の納骨の状況について教えてください。

○今市民生活部市民生活課長 共同墓の納骨数につきましては、供用を開始した平成30年度が608体で、翌年度以降、985体、556体、599体、586体、736体となっており、今年度につきましては1千68体で、今年度までの累計で5千138体となっております。

○安田委員 今年度は1千体以上ですか。人気があるのがよく分かります。

墓じまいはもちろんですけど、お寺に納骨をされている方でこちらの共同墓に入れる方も結構いらっしゃるとお寺の方がお話をされていました。

この共同墓は、当初、どのような利用状況を見込んでいたのでしょうか。

○今市民生活部市民生活課長 共同墓につきましては、当時、市営墓地の待機者数が一定数おりまして、墓地需要が見込まれる中、お墓の継承への不安を解消すること、あるいは、価値観の多様化、市民ニーズに対応することを目的として整備いたしましたものでございますが、施設規模といたしましては、道内他都市の先行事例を参考に、年200体、50年間で累計1万体の納骨を見込んで整備したところでございます。

○安田委員 50年間で1万体制だったようですけれども、7年で5千体を超えている状況です。このままの状況が続けば、早ければ5年から7年で埋まってしまうのではないのかなと思っております。

今後の見通しをどう考えているか、それから、現共同墓は整備をするのにたしか3年かかったと聞いておりますけれども、早い時期に、場所の選定など、次期共同墓の整備に向けて着手していかねばならないと思いますが、いかがでしょうか。

○今市民生活部市民生活課長 今後の見通しといたしましては、想定納骨数1万体制に対し、供用を開始してから7年目となる今年度の段階でおおよそ半分となる5千138体の納骨となっておりますので、この納骨数で推移するものとした場合、7年ほどで上限に達するという状況になってございます。

さらに、今年度は1千体を超える納骨がございまして、今後も市民の関心、共同墓に対するニーズは高まるものと考えておりますことから、さらにそのペースが速まることも想定されると認識しております。

今後に向けましては、ただいま申し上げました状況、今後の利用動向、市民ニーズを踏まえながら、時期を逸することなく、次の共同墓の在り方を含めまして、その先の方向性について整理、検討を進めてまいりたいと考えております。

○安田委員 本当に次の共同墓をしっかりと計画を立ててやっていただかなければならないのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、2款1項5目の地域会館建設費等補助金について聞いていきたいと思っております。

事業及び令和7年度の予算の概要についてお示してください。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 本事業では、住民組織活動をはじめ、青少年の健全育成、

福祉活動、社会教育活動と住民の主体性を高める活動の用に供する会館、集会所などを設置する団体に対して補助金の予算を計上しており、令和7年度予算額としては920万9千円となっております。

補助の対象は、会館等の新築、増改築、修繕、設置、解体、取得に要する30万円以上の事業としており、補助率は2分の1以内で、新築、増改築、取得は700万円、解体は200万円、修繕や設置は100万円を上限としております。

○安田委員 令和7年度はどのような事業が予定されているのか、お答えください。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 令和7年度についてですが、100万円未満の小規模事業については新年度に入ってから申請を受け付けることとなっておりますため、既に計画書の提出を受けている100万円以上の大規模事業についてお答えさせていただきます。

令和7年度の大規模事業については9件の申請を受け付けており、そのうち、修繕が5件、解体が4件となっております。

修繕5件の内訳といたしましては、エアコンの設置工事を含むものが3件、外壁や屋根の修繕が1件、トイレの改修が1件となっております。

○安田委員 直近の20年間について、この制度を使って新築された事業数をお示ください。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 直近の20年間の新築件数についてですが、当該事業を使って新築が行われた件数は7件ございます。平成17年度が2件、18年度が2件、19年度が2件、20年度、21年度は新築はなく、平成22年度に1件があり、計7件となっております。

○安田委員 先ほど小林さんが西暦で言ってほしいと言っていたんですけど、本当にいつもそう思います。平成22年度は2010年なので、15年前ということなのかな、令和元年度から解体の補助が対象となったと思いますけど、活用の実績についてお示ください。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 委員のお話のとおり、令和元年度に解体を補助対象に加えました。令和元年度、令和2年度は解体の申請はございませんでしたが、令和3年度が4件、令和4年度は3件、令和5年度は2件、今年度は4件が実施され、計13件の解体が行われております。

○安田委員 結構、解体がされているということにちょっと驚きを感じております。

解体が行われた物件はどのような地域が多いのか、お答えください。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 これまで当該事業を用いて解体工事が行われた場所は、おおむね市内中心部よりも郊外の物件となっております。

○安田委員 解体を行う町内会が多いのにちょっとびっくりしているんですけども、知っている事例なんかがあれば紹介していただければと思います。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 把握している事例で申しますと、郊外の町内会において、構成世帯が少なく、今後も世帯数が減少していくことが想定されることから、今後の運営費や解体に係る費用の1戸当たりの負担が大きくなることが予想されるため、今できるうちに解体を判断するというお話をいただいているところであります。

○安田委員 解体した後の土地っていうのはどうなっているのか、どのようにして利用されているか、お聞かせください。

○平島市民生活部地域活動推進課主幹 令和元年度に当該事業の補助対象に解体を加えて以降、事業を使って解体された町内会館13件のうち、12件については個人もしくは地域の方々の共有の

土地であります。詳細は把握しておりませんが、旭川市が所有する土地であった残りの1件については既に近隣の方に売却が完了しております。

○安田委員 うちの近くにも会館等があるんですけども、新年会なんかはやっぱり地区センターを使ったり住民センターを使ったりということで、会館をもうなかなか使わなくなってきたのかなと思います。

先ほどお答えいただいたとおり、一番新しい会館で15年前に建てられたっていうことですから、これからは建設費じゃなくて、解体費の補助金みたいな名前を言われてもいいのかもしれないと思っています。

では、次に、住民センターや地区センターについてお聞かせいただきたいと思います。

令和7年度における事業の概要、目的、予算の総額をお示してください。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 コミュニティーセンター改修費につきましては、住民センター、地区センター、地区会館等の老朽化に伴う内装、外装の傷み、機械設備や備品等の故障、劣化を改修、修繕することにより、施設利用者へ快適で安全なサービスを提供するもので、令和7年度は6千935万1千円の予算を計上しております。

○安田委員 住民センター及び地区センターは老朽化が進んでいると思いますけど、一番古い施設と一番新しい施設をお示ください。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 全12か所のうち、最も古い施設は東部住民センターで、昭和57年度に着工し、昭和58年度に開設いたしました。最も新しい施設は春光台地区センターとなっており、平成13年度に着工し、平成14年度に開設いたしました。

○安田委員 東部住民センターが昭和58年ということは、1983年なので、42年たつんですね。一番新しい春光台地区センターでも、平成14年ということは2002年ということなので、23年前に建てられて運用を開始したということです。どこもやっぱり老朽化していると思うんですけれども、各住民センター及び地区センターからは改修についてどのような要望があり、令和7年度はどのように予算措置がされているのか、お答えください。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 指定管理者からは様々な要望が寄せられておりますが、令和7年度につきましては、建物の維持に必要な改修としましては、屋根の防水改修、外壁補修及び塗装塗り替え、床塗装、施設管理運営に必要な設備改修としまして、灯油タンクの設置、自動ドアの装置交換、温風暖房機の取替え、照明器具のLED化、利用者の利便向上のための改修としまして、暗幕及びブラインドの取替え、冷暖房設備の設置、Wi-Fiの整備、トイレ改修、駐車場の舗装などで34件、2億2千930万1千円の要望がありまして、このうち、住民地区センターの屋根の防水改修3件、地区会館における農産加工機器の修繕1件、合わせて4件、6千935万1千円について予算計上しております。

○安田委員 今お聞きして驚いたのは、34件の要望があっても4件しか予算化されていないってことです。

昨年なんかは永山市民交流センターで冷房が壊れたということがありましたけれども、住民センターや地区センターでも起こり得る話だと思います。例えば、ボイラーが突然故障したなどの急な対応が必要な場合はどのようにされているのか、お答えください。

○小松市民生活部地域活動推進課主幹 指定管理者とは日常的に情報交換を行い、施設の状況を把

握しているところであり、緊急的に対処が必要な修繕箇所が確認された際には、年度途中であっても流用及び補正などにより施設改修予算を確保し、速やかに対応することとしております。

○安田委員 住民センター、地区センターに関わって多くの要望が寄せられていると思いますけれども、予算額としては十分とは思えませんが、いかがでしょうか。

○岩崎市民生活部次長 各施設からの要望を踏まえまして、特に大規模な施設改修におきましては、建築部、土木部といった専門部局とも協議し、緊急性や安全性の観点から優先順位を判断し、順次、必要な修繕、改修に努めております。

○安田委員 先ほども話しましたが、各施設を整備してからの年数がすごく経過しておりまして、老朽化が進んでおります。各施設からの要望を踏まえ、早急に必要な改修などを進めていく必要があると思いますが、御見解をお示してください。

○樽井市民生活部長 住民地区センターは、住みよい地域社会の形成や地域コミュニティの拠点として、また、災害時においては避難所となる市民生活に必要な施設であります。

先ほど来、委員からもありましたけれども、古いところはもう築40年以上という施設もありまして、設備の劣化などによって老朽化が進んでおります。そうした中で、利用者が安全で安心して利用できるよう、計画的に改修、修繕を進めていくことが重要と考えております。

先ほど来、担当課からも答弁がありましたけれども、関係部局とも協議をして、施設の現状の危険性や改修、修繕の緊急性なども十分に見極めながら、必要な予算の確保に努め、市民に安全で安心して御利用いただけるよう、今後とも適正な施設管理を進めてまいります。

○安田委員 先ほども言いましたが、34という要望があっても4つぐらいしか予算がついておりません。これだけ多くの要望に対して施設改修については予算がつかない、このことについて中村副市長はどのようにお考えでしょうか。

○中村副市長 今、部長からも答弁がありましたように、住民センター、地区センターにつきましては、地域コミュニティの拠点であるということとともに、災害のときに避難所になるということから、やはり重要な施設として位置づけて対応していかなければならないものだと考えております。

ただ、財源が限られております。34分の4というような話もございましたけれども、先ほど次長からも答弁がありましたように、当時は財政課がいろんな上がってきた要求に対して予算をつけていたのですが、途中からは、建築部等の専門家で市の施設全体を見ながら、どこが危険なのか、緊急性を要するのかという観点で順位をつけ、予算をつける形を取っております。

限られた財源ではありますが、緊急性が建築部等で判断されるのであれば、例えば、今年度はこのぐらいの維持補修の経費だったとしても、緊急性があるということから考えて増やすということも考えるなど、そこの施設の状況を十分把握して、きっちりと対応していきたいというふう考えております。

○安田委員 今、副市長からも前向きな答弁がありましたが、ぜひ、その辺は市民の要望を聞いていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、4款1項3目の生物多様性保全費についてお聞きしていきたいと思いますが、概要と予算額をお聞かせください。

○松野郷環境部次長 生物多様性保全費は、生物の多様性の保全及び自然共生社会の形成を目的と

して、外来種の防除や外来種に対する市民意識の向上を図るための事業を実施しております。

令和7年度の予算額につきましては、757万7千円を計上しております。

○安田委員 令和7年度はどのようなことを行うのか、内容についてお聞かせください。

○松野郷環境部次長 令和7年度につきましても、特定外来生物のアライグマ及びウチダザリガニ、北海道の指定外来種であるアズマヒキガエルの防除に取り組むとともに、令和5年度に特定外来生物に指定されたアカミミガメの生息調査を、今年度に引き続きまして、常磐公園の千鳥ヶ池及び白鳥の池で実施してまいります。

○安田委員 生物多様性保全費で防除に取り組んでいる外来種について、順次、伺っていきたいと思います。

まず初めに、アズマヒキガエルについてですが、どのような場所で確認されているのか、お答えください。

○松野郷環境部次長 アズマヒキガエルにつきましては、神楽岡公園、はす池公園、東部中央公園、カムイの杜公園のほか、北彩都ガーデン近くの忠別川河川敷、神居古潭や嵐山の場所で生息が確認されております。

○安田委員 昔、函館ではエゾヒキガエルと呼ばれて保護をされていたこともあるということです。函館で記録されたのは、多分、これが北海道で一番最初じゃないかと思うんですけど、1910年、明治43年、函館山の麓の谷地頭の人工の池で、昭和42年には84匹が確認されたそうです。しかし、現在、科学が進歩して、DNAを調べてみると、エゾヒキガエルと呼ばれていたものは普通にアズマヒキガエルだったということがはっきりしたそうです。

北海道のホームページを見ると、令和5年度、2023年度までの累計の目撃情報が載っていました。北海道内では断トツで旭川が多く、2017年から2023年までの間に870匹が目撃されています。2番目は美瑛なんですけど、187匹なんです。

様々な場所でアズマヒキガエルの生息が確認されておりますが、そうした状況を踏まえて、市は令和7年度にどのような対策を行っていくのか、お答えください。

○松野郷環境部次長 令和7年度の対策につきましては、市民協働の防除事業、アズマヒキガエル捕獲体験学習会を神楽岡公園、北彩都ガーデン、東部中央公園で実施してまいります。

また、アズマヒキガエルの個体数増加を防ぐため、産卵池の周りに侵入防止用ネットを張っておりますが、これまでの神楽岡公園と北彩都ガーデンに加えまして、新たに東部中央公園とカムイの杜公園にもネットの設置を予定しております。

このほか、地域住民等が捕獲したアズマヒキガエルを市が回収するボックスを神楽岡公園などに設置、また、上川総合振興局等と連携した調査、駆除を計画しているところでございます。

なお、こうした防除対策は専門家等の御助言をいただきながら進めているところでございます。

○安田委員 アズマヒキガエルといえば、江川委員か安田かなと思っているんですけど、札幌のホームページを見ると、アズマヒキガエルの生きる年数というのが野生の世界では3年から4年ぐらい、飼育下では10年と書いてありました。

ネットで調べていくと、安曇野市で飼育をしている方がいらっしゃって、その方のところにいるアズマヒキガエルは2022年で15年生きているそうです。

過去5年のアズマヒキガエルの捕獲数の推移、また、それについての見解をお聞かせください。

○松野郷環境部次長 過去5か年のアズマヒキガエルの捕獲数の推移につきましては、令和2年度が2千232匹、令和3年度が1千485匹、令和4年度が636匹、令和5年度が425匹、令和6年度が、2月末時点ではございますが、428匹を捕獲しております。

アズマヒキガエルの捕獲数は、平成29年度の5千995匹と比較しますと激減しており、近年においても減少傾向が続いております。また、長期的に駆除に取り組んできた神楽岡公園では、成長期間の短い小さな個体の捕獲が多くなってきておりますので、着実にアズマヒキガエルの防除が進んでいる状況にあると認識しております。

○安田委員 本当に皆さんの努力が実を結んで減少傾向にあるっていうのはとてもうれしく思います。

道外では、アズマヒキガエルの天敵はヤマカガシという蛇だと言われておりますけれども、道内においてはアズマヒキガエルの天敵っていうものはいるのでしょうか。

○松野郷環境部次長 アズマヒキガエルの天敵でありますヤマカガシは道内には生息しておりませんので、道内に天敵はいないと言われてきましたが、近年、複数の専門家から、産卵のために水辺に出てくるアズマヒキガエルをアライグマが捕食しているという事例が伝えられております。

また、道南の地域では、一部のカラスがアズマヒキガエルを餌として認識し始め、捕食行動を取っているという研究報告もありますので、今後もこうした情報を注視してまいりたいと考えております。

○安田委員 私もハシブトガラスが餌と認識しているという話を聞きました。

アズマヒキガエルには毒があると言われておりますが、どのような毒で、また、前回、教育委員会にお伝えしましたが、子どもたちをはじめ、アズマヒキガエルには毒があるので、気をつけようという周知はしているのでしょうか。

○松野郷環境部次長 一般的に、カエルの皮膚から分泌される粘液には弱い毒がありますので、注意が必要ですが、特にアズマヒキガエルは、耳腺などのイボからブフォトキシンと呼ばれる毒を分泌いたします。この毒に触った場合は、皮膚の炎症、過って口などの粘膜に毒が入ると、痛みや嘔吐、下痢のほか、幻覚、心臓発作などを引き起こすおそれがあると言われております。

このため、素手でアズマヒキガエルを触らない、触った場合はよく手を洗うよう、市主催のアズマヒキガエル捕獲事業の参加者をはじめ、市のホームページ等を活用して情報を発信し、注意を呼びかけております。

○安田委員 散歩中の犬がヒキガエルにちょっかいを出して、泡を吹いて倒れたという話もあるので、気をつけてください。

市民協働の捕獲事業で多くのアズマヒキガエルが捕られていると思いますけども、捕獲したアズマヒキガエルを何かに活用する方法というのではないのでしょうか。

○松野郷環境部次長 毒を持つアズマヒキガエルの活用は難しく、過去に旭山動物園で捕獲したアズマヒキガエルを餌として使えないかとアメリカミンクで試した結果、やっぱり使えなかったということでした。

一方、東京の製薬会社の研究者が、毎年、市の駆除事業に同行されておまして、捕獲したアズマヒキガエルから分泌液を採取、分析し、同社の薬の主原料にする研究を進めていると伺っております。

市といたしましても捕獲したアズマヒキガエルの活用の可能性の一つとして今後も協力してまいりたいと考えております。

○安田委員 本当に、ただ捕るのではなくて、せっかく命を取るんですから、やっぱり何かに使えるようになっていただければいいなと思います。

アズマヒキガエルの防除を効果的に進めるために市民団体ともっと連携するべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

○松野郷環境部次長 アズマヒキガエルの防除は、市民や市民団体の皆様と協働で行う体制が目標で、それに向けて長期的かつ地道に取り組んでいくことが重要であると考えております。

これまでもアズマヒキガエル駆除作戦を実施している旭川嵐山ビジターセンターとはお互いに捕獲数の共有を行っておりますので、こうした市民団体との情報交換をさらに増やし、より連携を深めて、効果的に防除の取組を推進してまいりたいと考えております。

○安田委員 では、次に、ウチダザリガニについて伺っていきます。

ウチダザリガニは、市内では有名なのがやっぱり江丹別川なんですね。江丹別川で駆除されていることをよく聞きますけれども、江丹別川以外でも確認されているのか、お答えください。

○松野郷環境部次長 ウチダザリガニは、平成17年に本市の江丹別川で発見された後、平成27年の調査で、石狩川に架かる旭西橋付近で生息を確認、平成30年の調査では永山新川で生息が確認されております。

私自身も、令和3年の熊の出没の関係で河川敷の熊対策を行う中で、花咲大橋下の石狩川の河川敷の河岸でウチダザリガニを発見しております。

今年度の調査では、石狩川の上流の東永橋付近と牛朱別川上流の鹿島橋付近でウチダザリガニの生息が確認されております。

○安田委員 花咲大橋というのは、うちの裏にある橋なんですけど、もうそこまで来ているってことですね。熊もあそこで泳いでいたっていうぐらいですから、ちょっと怖いですね。

ウチダザリガニは病原菌を持っているそうですけれども、どのようなものなのか、また、生態系に与える影響についてお聞かせください。

○松野郷環境部次長 ウチダザリガニはザリガニペストと呼ばれる水カビの病原菌を持っておりまして、この病原菌に対して抵抗性のないニホンザリガニへの悪影響が懸念されております。

また、生態系への影響といたしまして、ウチダザリガニは繁殖力が強いので、ニホンザリガニとの競合とともに、在来の貝類や水生昆虫、水草が捕食されるなどのおそれがあり、地域本来の生態系のバランスが崩れてしまうことが心配されております。

○安田委員 市ではこれまでもウチダザリガニの駆除に取り組んできておりますけれども、過去5年間の捕獲数はどのような状況なのか、その捕獲数の推移についてお答えください。

○松野郷環境部次長 過去5か年のウチダザリガニの捕獲数の推移でございますが、令和2年度が3千510匹、令和3年度が2千466匹、令和4年度が4千706匹、令和5年度が2千340匹、令和6年度が2月末時点で3千319匹を捕獲しております。

○安田委員 大変多くのウチダザリガニが捕獲されていることが分かりました。

この捕獲について、どのような市民団体と連携を取って取り組んでいるのか、お聞かせください。

○松野郷環境部次長 本市と連携してウチダザリガニの防除に取り組んでおります団体は、旭川市

生物多様性保全推進協議会の構成員であります旭川ウチダザリガニ防除隊でございます。

これまで、防除隊と協働しながら、ウチダザリガニが定着している江丹別川でのわなによる捕獲、市内の河川における生息調査のほか、防除体験を希望する市民等との手捕りによる捕獲事業の実施などの普及啓発にも努めてまいりました。

なお、旭川市生物多様性保全推進協議会についてでございますが、市内の生物多様性を保全することを目的として設立し、本市を含め、5団体で構成された組織でございます。

○安田委員 市民の方々に御協力をいただき、本当にありがたいと思っております。

これまでの質疑から、アズマヒキガエルとは違い、ウチダザリガニの生息域は広がっている状況だと思います。ウチダザリガニの今後の対策はどのように考えているのか、お答えください。

○松野郷環境部次長 ウチダザリガニの生息域は、江丹別川を含む石狩川水系をはじめ、牛朱別川の上流まで広がっている状況でございます。

他の河川の状況につきましては今後の調査になりますが、一度、生息が確認された場所では、ウチダザリガニの繁殖力の強さなどから、その根絶、分布拡大を防ぐことは非常に難しいことと考えております。

一方で、人の勝手な都合による持込み、他の場所への放流など、人為的な分散が行われると、新たな対策が増えてしまいます。こうしたことが起こらないよう、あらゆる機会を捉えて、入れない、捨てない、拡げないの外来種被害予防3原則の周知啓発に努めてまいります。

○安田委員 今、答弁にありました入れない、捨てない、拡げない、こういうものをやっぱり小学生にも教えてあげたらいいかなと思っております。

次に、アライグマについてお聞きいたします。

初めに、過去5年のアライグマの捕獲数をお答えください。

○松野郷環境部次長 過去5か年のアライグマの捕獲数の推移についてですが、令和2年度が491頭、令和3年度が502頭、令和4年度が559頭、令和5年度が700頭、令和6年度が2月末時点で528頭を捕獲しております。

○安田委員 こっちのほうも減らないなっていう感じを受けますね。

聞いた話によると、春に雌のアライグマを1頭捕獲することで、夏から秋にかけて5頭分を捕獲する手間がなくなる、さらに、翌年にその子どもが繁殖に参加することも抑制できると聞いたことがあります。

このようにアライグマを春に集中的に捕獲すると効率的に駆除は進むと思いますが、市の対応についてお聞かせください。

○松野郷環境部次長 北海道は、アライグマの出産・授乳時期で餌を求めて活動が活発になります3月から6月の間をアライグマ春期捕獲推進期間として設定しております。

本市におきましては、昨年の3月から6月の間に222頭を捕獲しており、うち、雌のアライグマの捕獲は66頭となっております。

春期捕獲は、その年の収穫時期に畑に出没するアライグマの総数を直接的に減らすため、農業被害対策としても即効性がありますので、本市も今年の推進機関に積極的にわなかけを行い、全道で取り組んでいる春期捕獲の推進と連携してまいります。

○安田委員 アライグマによる農作物の被害をよく聞きます。そうした農地への出没がある一方、

市街地にも侵入し始めているのではないかとされておりますが、いかがでしょうか。

○松野郷環境部次長 令和５年度に市内大雪通や大正橋の付近で痕跡の目撃情報があったほか、上川神社で５頭のアライグマを捕獲しております。

捕獲数では依然として郊外が多い状況にございますが、市街地での目撃情報や捕獲事例もあり、さらに、ヒグマの市街地侵入対策で河川敷に設置した監視カメラにアライグマが撮影されていることも勘案しますと、市街地にも生息を拡大しつつある状況と認識しております。

○安田委員 これもまた、うちの近くの大雪通でアライグマが目撃されていて、いろんな動物がうちの周りにはいるんだなと思ひまして、ちょっと驚いています。キツネは普通に道路を歩いてきますからね。うちの庭を横切ったりもしています。

市街地に生息域を拡大しているアライグマに対して市はどのような対策を行っているのか、お聞かせください。

○松野郷環境部次長 市街地に生息域を広げ始めている状況を踏まえ、まずは、上川神社のある神楽岡公園で試行的に複数の箱わなをかけ、その捕獲状況や定着の有無を確認するための監視カメラの設置によって、生息の場所や行動の確認など、関係課と連携してアライグマの定着状況を調べております。

○安田委員 ぜひ頑張ってくださいと思います。

アライグマの捕獲はどのように行っているのか、改めて確認をしたいと思います。

捕獲したアライグマは最終的にどのように処理をされているのでしょうか。

○松野郷環境部次長 アライグマの痕跡等の通報を受け、市民に箱わなを貸し出して捕獲してもらうほか、環境部で農地以外の捕獲とすることとともに、環境部では農地以外でも能動的な捕獲に取り組んでおります。

捕獲したアライグマにつきましては、旭川市生物多様性保全推進協議会の構成員である旭川市森林組合で窒息性ガスまたは電気を使用して安楽殺処分した後、近文清掃工場で焼却処理を行っております。

○安田委員 今お聞きしましたけれども、周辺自治体ではアライグマの捕獲をどのように行っているか、お聞かせください。

○松野郷環境部次長 近隣の周辺自治体の状況についてですが、令和５年度に調査を行っております。調査結果では、箱わなの一部貸出しを農協が行っている事例、農家限定で貸し出している事例などがございますが、多くは自治体が住民に箱わなを貸し出し、捕獲したアライグマはガスまたは電気で安楽殺処分を行っております。

○安田委員 アライグマは行動範囲が広くて、広域対策も必要と考えますが、旭川市の考え方をお示しください。

○松野郷環境部次長 環境省の資料によりますと、行動域は環境条件によって異なりますが、１００ヘクタールから２千ヘクタール以上までと様々です。いずれにしても、行動範囲は広いと考えております。

こうしたアライグマの生態を踏まえ、北海道主催の上川地域野生鳥獣対策連絡協議会への参加をはじめ、試行的捕獲の取組も通じるほか、深川市の市民団体と行政界付近のアライグマの対策に関する情報交換を行うなど、広域的な視点からの対策も進めてまいりたいと考えております。

○安田委員 最後に、旭川市の外来種対策全体の考え方についてお答えください。

○太田環境部長 生物多様性保全費について様々な御質疑をいただいたところでございます。

今回は、アズマヒキガエル、ウチダザリガニ、アライグマという3種の外来種についての御質疑をしていただきました。

そんな中で、アズマヒキガエルは結構減少している一方で、ウチダザリガニやアライグマは増加しているということも見えてきているところでございます。

そうした外来種を防除していくといった意味では、やはり、市民や市民団体との連携も必要でございますし、そういった市民意識の向上を図るためにも、子どもたちを巻き込んだ上で一緒にこういった問題を考えていくことが重要だというふうにも考えてございます。

また一方で、国におきましては、令和5年3月に閣議決定されております生物多様性国家戦略2023－2030におきまして、ネイチャーポジティブの実現と生態系の健全性の回復に向けまして、侵略的外来種による負の影響の防止、削減に資する施策の実施、あるいは、外来種対策の充実及び管理体制の強化を示しながら、国際的な合意に対応し、国における外来種対策のさらなる強化、取組といったものを推進してございます。

そうした背景がある中、国の外来種被害防止行動計画の見直しも進められているということで、地域単位の対策の徹底や地域間連携の強化、対策への民間参画の推進が新計画の評価点として新たに挙げられているところでもございます。

外来種対策につきましては、科学的知見など、専門性が高い分野でもございますので、国や北海道から提供される情報の把握に努めながら、市内または広域を問わず、民間も含め、連携できる取組については積極的に対応していくなどして、今後も外来種対策の強化に取り組んでまいります。

○安田委員 環境部の皆さんには本当はヒグマのことも質問をしようと思っていたんですけども、今回はやめておきます。

環境部の皆さんに電気柵やカメラによる監視、見回りを行っていただいているおかげで、今、郊外はしようがないのかなと思いますけど、市街地には入ってこなくなったなと思っております。

昨日もどなたかがおっしゃっていましたが、最近、冬眠をしない熊を穴持たずと言うんですけど、穴持たずが増えておりまして、秋田のスーパーに籠城したのも穴持たずですし、北海道では、1915年、大正4年に三毛別熊事件が苦前で起こって10人の方が亡くなられましたが、あれも穴持たずなんですね。

穴持たずというのは食べるものないからとっても凶暴になっていくってということなんで、そうした情報が入ればしっかりと対応していただければと思います。

以上で、私の質疑を終わらせていただきます。

○高橋紀博委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時07分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○笠井委員 私からは、民生所管分は2つの項目を取り上げたいと思っています。

まず、地球温暖化対策費について伺っていきます。

2021年10月22日、地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

この計画は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画ですが、我が国は、2030年度において温室効果ガス46%削減を目指すこと、さらには、50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しているわけであります。これは、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、2030年度の目標の裏づけとなる対策、施策を記載して、目標実現への道筋を描くものであるということです。

2030年といえば、本市では、未来会議2030という市民が主体的にまちづくりに参加し、2030年の旭川のあるべき姿について議論して、ここから得られた意見を旭川の未来に向けた取組として推進することを目的とした市民参加の会議を実施しています。これは、御承知のとおり、公募で選ばれた市民が6つの分野に分かれ、2030年の旭川の理想像を議論する場であり、ここには環境分野も含まれています。

それでは、4款1項3目の地球温暖化対策推進費について伺います。

地球温暖化対策推進費の令和7年度の事業概要と予算額の内訳についてお聞かせください。

○松野郷環境部次長 初めに、地球温暖化対策推進費の事業概要でございますが、ゼロカーボンシティ旭川の実現に向け、市民、事業者、自治体など、各主体における脱炭素の推進を行うものでございます。

令和7年度は、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング調査、中小企業CO₂可視化補助、小中学校を対象にCO₂吸収に寄与する樹木の大切さを伝える植樹事業などを実施する予定でございます。

次に、地球温暖化対策推進費の予算額でございますが、2千549万1千円を計上しており、その内訳としましては、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング調査費用が2千251万5千円、中小企業CO₂可視化補助費用が150万円、植樹費用が107万5千円、事務費が40万1千円となっております。

○笠井委員 そもそも論の話ではありますが、中国は、現在、日本の10倍に相当するCO₂を排出しており、その排出量は依然として増加しています。中国、アメリカ、インド、ロシアは日本より多くのCO₂を排出しているわけであります。日本が削減する以上に新たにCO₂を排出しているというのが現実です。

私たち市民生活が苦しい中、電気料金の中から、毎月、再エネ賦課金をお支払いして固定支出になっているわけでありますが、地球全体のことを本当に考えるのであれば、たったの3%とされる日本のCO₂削減の努力よりも、排出の多い国々におけるCO₂削減に注力することが地球温暖化を食い止める最も効果的な方法だとも考えております。

日本の3%の努力で世界規模でどれだけ気温が下がるのか、0.006度という専門家の指摘もあります。こんなに巨額の税金が使われていて、一体、誰のための地球温暖化対策なのかと常日頃考えています。

この話をしても先に進まないで、一旦、頭の隅に置いて、今回はこのゾーニング調査について聞いていきます。

さて、先ほどお示しいただいた2千251万5千円の再エネ促進区域の設定に向けたゾーニング

調査費であります。ゾーニングマップ作成の目的について改めて伺います。

○松野郷環境部次長 ゾーニングマップは、本市の自然環境や土地利用等を調査し、再エネの促進区域や調整区域、保全区域等を地図上に示すもので、自然環境への影響や無秩序な開発の抑制に寄与する基礎資料として活用するものでございます。

これによって、事業者側の適切な事業予見性を高め、関係者との調整や合意形成が円滑に進められる地域の環境を保全しつつ、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入促進を図っていくことができるものと考えております。

○笠井委員 既にゾーニングマップを作成している自治体があるのかも伺います。

○松野郷環境部次長 現時点で地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業の第4号事業である再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援などを利用している自治体は全国で35自治体であり、そのうち、道内につきましては8自治体でございます。

○笠井委員 旭川市はどの再エネ導入を示すマップを作成する予定なのかも伺います。

○松野郷環境部次長 本市で作成するゾーニングマップにつきましては、再エネによる発電ポテンシャルの高い太陽光発電及び風力発電の事業可能性を示すものを作成する予定でございます。

○笠井委員 発電ポテンシャルの高い太陽光発電と風力発電の事業可能性を示すということでした。

私たち参政党は、CO₂排出量が多い国々がある中、外国製の太陽光パネルのように晴天時の昼間にしか発電できない技術ではなく、日本が誇るより優れた発電技術を提供することによって、経済成長を共に実現しつつ、地球規模での効果的なCO₂削減を進める取組が今後一層求められてくると考えています。

北海道におきましては、令和5年度観光入り込み客数がコロナ禍前の水準に戻りつつあり、本市も、アドベンチャートラベルなど、観光に大いに力を入れているところです。

皆さん、嵐山から大雪連峰を望む絶景を想像してみてくださいね。人工的なあのソーラーパネルが太陽の当たり具合によって常にきらきら、ちらちらしては、大自然を謳歌しに来たこの北海道で、観光客が間違いなく幻滅してしまうのではないかと思います。さらには、雄大な山並みの直近に風力発電の巨大プロペラが何本もくるくると回転しているさまを想像すると嫌悪感しか湧いてこないです。

今や、世界でも有数の観光地である北海道の、そして、インバウンドの流入をさらに伸ばしていくかんとする本市において、その大きな売り物である景観を破壊するような施策を進めていくことに強い違和感を私は覚えております。

さて、この再エネ促進区域の設定に向けてのゾーニングマップはどのように作成を進めていくのか、伺います。

○松野郷環境部次長 ゾーニングマップの作成に当たりましては、主に、既存文献の調査や専門家へのヒアリングを通じ、北海道の地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準に定める各種法令に基づく土地や動植物に関する規制、文化財などの歴史遺産、農地や騒音、反射光などの生活環境への配慮について、それぞれの情報を整理した上で、法規制や環境保全等により、再エネの導入が困難な保全エリア、法的調整が必要な調整エリア、環境・社会面からの制約が少なく、かつ、再エネ導入ポテンシャルの高い導入促進候補エリアなどに分類し、地図データ上にマッピングすることを予定しております。

ゾーニングマップを含む調査結果につきましては、公表などを通じ、環境や地域と共生した再エネの立地を目指しておりまして、環境保全と再エネ導入促進の両立を図ってまいりたいと考えております。

○笠井委員 再エネ導入が困難な保全エリア、調整エリアと再エネ導入のポテンシャルが高い導入促進候補エリアの3つに分類するということでした。

再エネ施設の設置や管理に関し、地域住民とトラブルが発生している事例が散見されています。そこで、これまで市内での大きなトラブルはあるのか、お伺いします。

○松野郷環境部次長 メガソーラーなど、大規模な再エネ施設に関し、これまで大きなトラブルになった市内の事例は把握しておりません。

○笠井委員 これまで市内での大きなトラブルはないということですが、今後トラブルになった場合、どのように対応していくのかなども含めて検討していただきたいと思います。

日本最大のラムサール条約登録湿地である釧路湿原では、太陽光発電施設の建設が続いています。絶滅危惧種で天然記念物のタンチョウやキタサンショウウオがすむ湿原の乾燥化に拍車がかかるとの懸念が高まっています。

国や北海道、市町村、そして、環境団体でつくる協議会は、希少生物の生息地を避けるよう事業者呼びかけ、釧路市は条例づくりに着手していましたが、押し寄せる太陽光パネル設置の波に歯止めがかからないということで、現在は環境団体が土地の買取りを進めているということでもあります。また、知床でも世界遺産のエリアの近くにぎらぎらのソーラーパネルが設置されているという地域もあるということです。

ここ、旭川市議会の窓からも、ユネスコ自然遺産にも登録を望まれる雄大な大雪山国立公園の山並みを望むことができますが、私は本当に心配しています。

さらに、風力発電は人体的影響も指摘されております。低周波の問題のほか、自衛隊の電波等を阻害する可能性もある低周波を発するなど、安全保障上の懸念も存在します。

市内の太陽光発電状況について、また、大規模な風力発電の施設があるのかも伺いたします。

○松野郷環境部次長 環境省が公表する自治体排出量カルテによりますと、本市の太陽光発電の導入設備容量は令和4年度時点で2万1千680キロワットとなっております。

また、大規模な風力発電施設につきましては、現在、市内での設置事例はないと認識しております。

○笠井委員 太陽光パネルは中国製のものが多く、パネル生産には大量の電力が必要と言われています。太陽光発電そのもので多くのCO₂は発生しませんが、パネル製造時に大量のCO₂を排出しています。

太陽光パネルの寿命は、環境省の資料によりますと、20年から30年程度であり、使用済みの太陽光パネルの排出量がいつピークを迎え、どのように推移していくのかについては様々な変動要因があり、不確実性があるものの、2030年代後半にはその排出量が顕著に増加すると想定されています。製造時に大量のCO₂を出す太陽光パネルが増え続ければ、製造から廃棄までを含めたライフサイクルCO₂という観点から見ると、逆にその実現が遠のいてしまうのではないかと考えております。

使用済み太陽光パネルの廃棄が増えると予想される中で、市としてどのように対応することを考

えているのか、お伺いします。

○松野郷環境部次長 使用済み太陽光パネルの廃棄処理を行う場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法に従い、適切に処理することが前提と考えております。

その上で、使用済み太陽光パネルには、リプレースなどのリユースの可能性、有用な金属やガラスのリサイクルなど、資源の有効活用を踏まえた検討を行う必要性もございますので、環境省の関連チラシを活用するなどし、太陽光発電設備の事業者、解体撤去業者及び廃棄物処理業者等に対する周知徹底を図ることにより、再資源化の意識を高めてまいりたいと考えております。

○笠井委員 太陽光パネルの危険性について、市としての見解をお伺いします。

○松野郷環境部次長 太陽光パネルは、災害等によって浸水、破損した場合でも発電を行う可能性がありますので、破損箇所等に触れると感電する危険性などがございます。

また、太陽光パネルには一部に有害物質が含まれている可能性も指摘されており、含有情報の提供を義務づけるなど、廃棄する場合には適切な処理が必要と認識しております。

○笠井委員 太陽光発電の事業者が撤退し、残されたままのパネルから有害物質が流出するなどして地域の環境に悪影響が生じるおそれもあります。事業終了後の太陽光発電設備の放置、不法投棄を防ぐため、事前に解体や再資源化の費用を確保するべきと考えますが、見解を伺います。

○松野郷環境部次長 事業終了後の太陽光発電設備の放置・不法投棄対策につきまして、解体、撤去等に要する資金の不足による放置を防止するため、解体等費用と再資源化費用等を確実に、かつ早期に確保する仕組みの構築が国で検討されております。

この中では、住宅用以外の使用済み太陽光パネルの解体等費用について、所有者による第三者機関への預託、また、再資源化費用につきましてはパネル製造業者等から第三者機関への納付を行うことが示されております。

本市といたしましては、こうした国の動きを注視し、引き続き情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

○笠井委員 太陽光パネルには、鉛、セレン、カドミウムなど、有害物質が含まれています。廃棄やリサイクルには細心の注意を払う必要があるものと考えております。

資源エネルギー庁によると、含まれる有害物質の情報が廃棄物処理業者に伝わっていないために適切な処分が行われていないケースが見られるということです。廃棄物を出す事業者が有害物質の含有をそもそも知らなかったり、あるいは、認識をしていたが、確認をしていなかったというケースがあります。

このことから、本市において、立入調査体制の確立だったり、太陽光発電や風力発電施設の適正な設置及び維持管理に関するガイドラインなどの策定が必要不可欠だとも考えます。

この項目の最後になりますが、環境破壊や投棄目的での参入、日本のインフラに対する外国勢による支配の問題が顕在化していますメガソーラーを抑止するため、環境への影響回避や事業者の資格と責任遂行、設備の適正な処分等に関する規制の厳格化が必要と考えますが、市の見解と今後の再エネ導入に関する市の考えをお伺いします。

○太田環境部長 GX2040ビジョンでは、再生可能エネルギーの地域偏在性を踏まえまして、エネルギー供給に合わせた需要の集積という観点から、効率的、効果的な新たな産業用地と脱炭素電源の整備が掲げられているところでもございます。本市といたしましても、そうした国の動きを

捉えながら、自然環境や市民生活との調和を図りながら、再エネ活用による環境と経済の好循環の創出が重要であるというふうに認識してございます。

しかし一方で、急速にメガソーラーなどの大規模再エネ施設の導入が進められたことで、設備の適切な処分なども含め、様々な弊害や課題といったものも浮き彫りになっていることを踏まえまして、今後の再エネ導入に向けましては、ゾーニングマップを活用し、環境に配慮した適正な立地や管理を促すとともに、国の動きや他都市の事例なども参考に、必要な規制などの在り方に加えて、適正な処分の在り方などにつきましても検討しながら、本市における導入体制を整え、将来を見据えた持続的な成長、発展につながるGX・DX産業の集積に取り組んでまいります。

○笠井委員 御答弁にあったGX2040ビジョンではありますが、そこには環境負荷の観点が希薄であると感じています。大規模データセンターなどの誘致に今や再生可能エネルギーが不可欠であることを理解しないわけではありませんが、太陽光発電パネルがこの先に経年劣化でその役割を終えたとき、本市のゾーニングマップが子どもたちの未来のための再生可能な自然環境、森林環境などに配慮するようきめ細かな規則と心遣いに満ちて、優しい心の籠もった未来地図であることを切に願います。

この項目は終わりますが、国内外の方々から旭川市の取組ってほかとはちょっと違うねとか、さすが旭山動物園のまちだねとかと言われるように、真に必要な開発と自然環境との調和が見事に保たれた未来を心から望んでいます。

この項目は以上になります。

続きまして、障害者日常生活用具給付事業についてお伺いします。

日常生活において私たちは様々な道具を使いながら生活しています。食事をするための食器、調理器具、移動のための車や自転車、情報を得るためのスマートフォンやパソコンなど、その種類は多岐にわたります。

こうした生活用具は、私たちが快適に過ごすために欠かせないものであり、日々の暮らしを支える重要な役割を果たしています。特に、高齢者や障害のある方にとって生活をより自主的に、そして安心して送るためには適切な日常生活用具の選択が大切になります。

例えば、移動が困難な方のための車椅子や歩行補助具、視覚や聴覚に障害のある方のための音声案内機能つき機器など、それぞれの生活環境やニーズに応じた用具を活用することで生活の質を向上させることができます。

このように、日常生活用具は、単なる道具ではなく、一人一人の暮らしに寄り添い、日々の活動をより快適にするための重要な役割を担っています。昨年の決算審査特別委員会でも取り上げましたが、その後の見直しの状況や、改めて、対象者についてもお聞きしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、日常生活給付事業の事業概要と予算額についてお示してください。

○木村福祉保険部障害福祉課主幹 日常生活用具給付事業については、障害者総合支援法に基づき、市町村が行う地域生活支援事業における必須事業の一つとして位置づけされており、障害者、障害児、難病患者等を対象に日常生活の不便さを手助けする用具の交付に対し、給付を行うものでございます。

平成18年に国から市町村へ移管された事業で、給付種目や給付要件については厚生労働省告示

にて示されておりますが、地域の実情に合わせて柔軟な取扱いができることとなっております。

令和7年度日常生活用具給付事業費については、障害者地域生活支援事業費予算額2億5千776万7千円のうち、1億4千756万1千円で、全て扶助費となっております。

○笠井委員 障害者総合支援法では、障害者の定義を身体障害者、知的障害者、発達障害を含む精神障害者、障害児としています。

ただいま日常生活用具給付事業の対象者は障害者、障害児、難病患者との説明がありましたが、発達障害はなぜ対象になっていないのか、市の見解をお伺いします。

○木村福祉保険部障害福祉課主幹 精神障害、発達障害については、障害者総合支援法における障害者及び児童福祉法における障害児の定義に含まれておりますが、本市日常生活用具給付事業実施要綱におきましては、給付対象者を身体障害者手帳または療育手帳を所持している者としているため、現要綱では対象外としております。

これは、厚生労働省告示において参考例が示されたため、この参考例に基づいて運用してまいりました。本事業は、国庫補助事業ということもありまして、国の参考例を超えない範囲での運用とした結果、委員の御指摘のとおり、精神障害、発達障害の対象者拡大に至らなかったものと考えております。

しかしながら、令和6年3月の国からの通知において、当事者のニーズ把握や実勢調査により、地域の実情に即して定期的な見直しに努められたいと示されたことから、来年度の要綱見直しでは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とする用具を追加する予定でございます。

○笠井委員 障害者総合支援法では、定義が幅広く、身体障害者、知的・発達障害も含む精神障害者・障害児となっていて、市の要綱では対象範囲を狭くしているというのが現状ですから、この点に関して障害のある方や介助している方から多くの相談を寄せられています。発達障害も含めるべきだと考えます。

来年度では精神障害者保健福祉手帳を持っている方も対象となるとのことでした。日常生活を送る中でどんな補助用具があれば、その方がよりよい生活を送れるようになるのか、改めて調査すべきだと考えます。

発達障害がある方の中には療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている方もいます。サポートが必要である療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方に対してニーズ調査は行っているのか、お聞かせください。

○木村福祉保険部障害福祉課主幹 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に対し、日常生活用具に限定したニーズ調査の実施については、現在のところ、予定はございません。

○笠井委員 ニーズ調査は実施しないということでした。

日常生活において必要とされる用具について、やっぱり、声を拾い上げていくという姿勢が非常に重要であると考えます。

発達障害の方にも必要な用具というのは様々あります。ほかの自治体では、発達障害の方を対象に、コミュニケーションのためや生活の見通しを立てるための絵カードや視覚的支援が提供されています。しかし、現状、本市においては保護者や支援員が用具を自費で作成しており、コミュニケーション能力を引き出すことは社会生活を促進するための重要な支援手段となっています。本人が周囲に意思伝達するためにも絵カードは使われています。

ほかにも、重みのあるブランケットというのがあるんですが、この用具は学校など日中の活動の場において使用されています。落ち着かない様子の際には肩にかけたり膝にかけたりして用いることで、集中力を高める補助やクールダウンの手段として活用されています。

厚生労働省では環境支援用具も対象となるとの見解であります。障害児用だっこひもも本人の移動支援であるため、移乗支援用具でよいと考えるとのことでありました。事前の打合せでそういった声がなかったので、対象とする考えはなかったということをおっしゃっていましたが、障害者本人や介助者があえて団体を通じて声を上げるということは非常に大きな労力を要することだと思います。

ぜひ、まず、手帳を持っている方へのニーズ調査と対象者も含めて改めて検討をお願いいたします。

対象者については以上になります。

続いて、品目や支給額についてお聞きます。

令和6年第3回定例会決算審査特別委員会において、給付種目や給付要件について、事業の見直しを検討しているということでした。主な見直しの内容についてお示してください。

○水上福祉保険部障害福祉課長 今回の見直しについては、昨今の物価高騰による市場調査や関係団体との意見交換など、利用者視点の具体的な御意見を参考にしながら検討してまいりました。

まず、給付種目の主な見直しにつきましては、スマートフォンなどの普及により使われなくなった給付種目を削除するなど整理する一方で、新たに測定結果を音声でお知らせする視覚障害者用血圧計を追加する予定であり、価格上限額は1万2千円を予定しております。新年度は、30台で、36万円を見込んでおります。

また、対象要件の主な見直しについてですが、関係団体からの御要望を踏まえ、情報・意思疎通支援用具である点字タイプライターや視覚障害者用時計のような点字を理解できれば年齢に関係なく使用できるものについて、年齢要件を18歳以上から学齢児以上に引き下げることで対象範囲を拡大する予定です。

○笠井委員 今回の見直しにより、特に視覚障害者を対象として見直されるということが分かりました。時代のニーズに合わせ、改善されるということは高く評価するところです。

ほかに、用具の全体の割合の9割を占めている排せつ管理支援用具であるストーマ装具や紙おむつの見直しについて、どのような状況であるのか、お伺いします。

○水上福祉保険部障害福祉課長 ストーマ装具や紙おむつの給付は、全体の約9割を占めていることから、今回の見直しの対象といたしました。

まず、尿路系ストーマ装具については、購入実態調査結果において半数以上が価格上限内で収まっていたことから、今回は据置きとさせていただきます。しかし、給付対象件数が最も多い消化器系ストーマ装具については、市場調査価格の結果、約3分の2以上が上限額を超えて負担されていたことから、増減額を9千500円から1万円に引き上げることとしたところです。

また、紙おむつの給付対象の見直しにつきましては、前回、委員から御指摘がありました下肢・体幹機能障害1・2級の方を新たに対象とした場合、概算ではございますが、1億7千500万円程度が必要と見込まれるため、本市の厳しい財政状況の中での今回の見直しについては見送らせていただきました。

しかしながら、排せつ管理が難しく、紙おむつを必要とされている方は年齢を問わず一定数いるものと認識しております。対象範囲や金額も含め、利用状況の把握や他都市の動向を注視しながら、引き続き検討してまいります。

○笠井委員 尿路系ストーマは据置きで、消化器系のものは給付額を500円上げましたよということでした。

過去、一番大きな見直しを行っていると思いますが、こういった期間で定期的に見直しを行ってきたのか、また、今後、定期的な見直しを行っていくのかも伺います。

○水上福祉保険部障害福祉課長 今回は過去で一番大きな見直しを予定しておりますが、これまでも、障害者団体からの御要望や社会情勢を踏まえ、適宜、必要に応じて見直しを行ってきたところです。

現在は、国から移管されてから18年が経過しておりますが、その間、大小の違いはあったものの、合計13回の見直しを行ってまいりました。今後につきましても必要に応じて随時見直しを行っていく予定です。

○笠井委員 では、最後になります。

本市の日常生活用具給付事業実施要綱の見直しと発達障害を含むことや日常生活用具給付事業の今後の方向性について、最後にお伺いします。

○川邊福祉保険部長 ただいま障害福祉課から日常生活用具給付事業について答弁をさせていただいたところです。

経過としましては、昨年9月の決算議会のときに笠井委員から御指摘いただいた点も踏まえ、また、障害者団体からの意見、要望なども伺って、来年度の予算事業を組み立てるに当たり、経済情勢や利用者目線に立った見直しを中心に進めてまいりました。

冒頭、笠井委員からもありましたけども、日常生活用具というのは、自宅での入浴やトイレなどの暮らしを支える用具であったり、吸引器など、在宅療養のための器具であったり、あるいは、家族などへの意思伝達、また、排せつ管理を支援するための器具であったり、障害によって中身は様々でございますが、障害がある方にとっては、その方が、日々、このまちで自分らしく生き生きと安心して暮らすことができるために不可欠なもの、言わば生命線のようなものであろうなというふうに私どもは受け止めております。

したがって、本市といたしましては、今後も用具の品目や対象となる方の範囲など、必要とされる方のニーズを丁寧に把握しながら、引き続き、これらをきちんと確保して、障害がある方の暮らしを応援していくことで市政方針に掲げる健幸福祉都市の実現に向けて取り組んでまいります。

○笠井委員 本市の財政状況は厳しいものではあります、障害のある方には日常を円滑に過ごすための用具としては大変必要なものであります。

先ほども申しましたが、市民団体の声も大切です。さらに、一個人の方の声をそちらから拾い上げていくという視点も含め、この事業に取り組んでいただきたいと思います。

私からの質疑はこれで以上になります。

○高橋紀博委員長 少し早いですが、切りがよいため、この後、黙祷のため、暫時休憩し、そのまま暫時休憩とすることよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後２時４２分

再開 午後３時２０分

○高橋紀博委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○品田委員 私は、民生部門は４項目、質問したいと思います。

まず最初に、４款１項３目、地域エネルギー設備等導入促進費の令和７年度の事業概要、予算額とその内訳についてお尋ねします。

○松野郷環境部次長 地域エネルギー設備等導入促進費の事業概要についてでございますが、温室効果ガス排出量の削減を図るため、太陽光発電設備、定置用リチウムイオン蓄電池、地中熱ヒートポンプ、燃料電池システム、ガスエンジンコージェネレーションといった本市の地域特性を生かしたエネルギー設備等を導入する費用の一部を補助するものであり、令和７年度の予算額は５００万円を計上しております。

補助制度の内容についてでございますが、補助金の対象者は、市内の個人または事業者、補助対象設備は、先ほど申し上げました太陽光発電設備、定置用リチウムイオン蓄電池、地中熱ヒートポンプ、燃料電池システム、ガスエンジンコージェネレーションでございます。補助率は１０分の１、補助上限額は、ガスコージェネレーションは５万円、それ以外が１０万円となっております。

○品田委員 補助率は１０分の１で、ガスエンジンコージェネレーションは５万円で、それ以外が１０万円ということです。

太陽光発電設備や定置用リチウム蓄電池、地中熱ヒートポンプ、燃料電池システム、ガスエンジンコージェネレーションと、聞き慣れない設備が何かたくさんありますが、それぞれどんなシステムか、説明をお願いいたします。

○松野郷環境部次長 初めに、太陽光発電設備の御説明になりますが、これは太陽光パネルと発電した電気を交流に変換するパワーコンディショナーがセットになった設備でございます。

次に、定置用リチウムイオン蓄電池は、電力会社の電力系統に接続可能な系統連系型の蓄電池で、電気をためることで電力需要への平準化や節電、省エネ化に寄与する設備となります。

次に、地中熱ヒートポンプは、年間を通じて一定の温度となっている地中熱を熱交換器を用いて住宅の冷暖房や給湯などに利用する設備でございます。

次に、燃料電池システムは、都市ガスやプロパンガスに含まれる水素と空気中の酸素を化学反応させて発電するとともに、その発生熱も有効活用する設備でございます。

最後に、ガスエンジンコージェネレーションシステムは、都市ガス等によるガスエンジンで発電を行うとともに、燃料電池同様に、その発生熱を有効活用する設備となっております。

○品田委員 科学が進んで、すごくいろいろなシステムが開発されてきているということです。

各設備の導入にはどれくらいの費用がかかるものなのでしょうか、お示してください。

○松野郷環境部次長 各設備を導入する費用についてでございますが、設置する建物や導入する設備の仕様でそれぞれに違いがあるため、補助申請の内容等で把握できるおおよその費用になりますが、太陽光発電設備や定置用リチウムイオン蓄電池の導入には１５０万円から２００万円程度、地

中熱ヒートポンプの導入には300万円から500万円程度、燃料電池システムの導入には400万円程度、ガスエンジンコージェネレーションの導入には80万円程度かかると考えております。

○品田委員 非常に高額で、ガスエンジンコージェネレーションが80万円程度と手頃なのかなと思いましたが、補助率が10分の1、上限額が5万円や10万円ではすごく少なく感じます。

道内他都市の同様の補助金の状況についてお尋ねしたいと思います。

○松野郷環境部次長 道内の主な都市で同様の補助金の状況についてでございますが、それぞれ対象とする設備や補助の要件、補助率などに違いがございます。

例えば、太陽光発電設備の補助に関して申し上げますと、札幌市は、太陽光モジュールの出力合計1キロワット当たり1万8千円、補助上限額が12万5千円、函館市は定額5万円の補助、苫小牧市は、太陽光モジュールまたはパワーコンディショナーの出力合計1キロワット当たり7万円で、補助上限額が70万円、帯広市は、補助率10分の1で、補助上限額が5万円となっております。

○品田委員 一律には比較できませんが、苫小牧市の補助上限額70万円というのはすごいです。では、旭川市のほかの補助金と比較してみます。

地域木質バイオマス利活用促進事業費についてお伺いしたいと思います。

令和7年度の事業概要と予算額をお示してください。

また、地域エネルギー設備等導入促進費と比べると、こちらの補助金の補助率3分の1、上限額20万円となっておりますが、この違いについてもお示してください。

○松野郷環境部次長 地域木質バイオマス利活用促進事業費についてでございます。

これにつきましては、地域の森林資源を利活用するため、まきストーブ及びペレットストーブの導入に際して必要となる経費の一部を補助するものであり、令和7年度の予算額は1千万円を計上しております。

この補助制度につきましては、木質バイオマスの利活用が本市の豊富な森林資源エネルギーの地産地消の促進につながることを総合的に勘案し、補助率や上限額を1段階引き上げているものでございます。

○品田委員 地域木質バイオマス利活用促進事業費は、以前に臭いの害について相談したとき、補助金を出す際にストーブの品質を確認した上、燃料に使用するものを制限して、誓約書を書いてもらっていると聞きました。

改めて、地域木質バイオマス利活用促進事業費補助金の支給要件をお示してください。

○松野郷環境部次長 旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金交付要綱では、補助対象者に対し、まきストーブを適正に管理できる者で、誓約書に記載された事項を遵守できることを要件として誓約書の提出を求めています。

誓約書には、導入したまきストーブを適正に管理するとともに、効率的に利用すること、まきストーブの利用に当たっては、まきの燃焼による煙の発生について近隣住宅等の迷惑とならないように配慮し、近隣住民等から苦情があった場合は誠実に対応すること、火災予防に努めること、燃料はまきのみを使用し、ごみ等の廃棄物及び健康を害するおそれのあるものは一切これを燃やさないといった4つの項目について示しているところでございます。

○品田委員 では、また元に戻りますけども、地域エネルギー設備等導入促進費の補助金を受ける支給要件はどのようになっていますでしょうか。

○松野郷環境部次長 旭川市地域エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱では、特に誓約書等の提出を求めているものではございませんが、本市における再生可能エネルギーの利用等を促進し、脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策を推進するといった本事業の目的に合った設備の適切な活用を期待しているところでございます。

○品田委員 定置用リチウム蓄電池など、蓄電池の火災が各国で発生している現状があるようで、経済産業省資源エネルギー庁の定置用蓄電システム普及拡大検討会で火災対策支援等の安全性確保の要件を求めているそうです。そういう情報があまり知られていないと思います。地域エネルギー設備等導入促進費には支給要件を特に定めていないとのことですが、それぞれの特性と安全性を考慮した支給要件等を検討すべきと指摘させていただきます。

平成27年の旭川市再生可能エネルギー導入促進調査分析業務報告書には、旭川市の地域特性を生かすとして地中熱ヒートポンプ導入促進をうたっています。設置コストの高さや工事業者が少ないなどの課題はありますが、ライフサイクルコストは他方式に比べて大きく低減でき、旭川地域に有効であることを地質なデータから紹介する必要があります。高専とか、地域の知的拠点があり、今後の普及に向けた土壌があると書いていました。

行政による積極的なPRや支援策で知名度を高め、事業者の競争から技術力の向上と設置コストの低減を図っていくべきことが求められるなど、この分析業務報告書の中に書かれていましたが、この提言は施策にどう生かされているのでしょうか。

次々といろんな設備や新システムが開発されていますが、旭川の地域特性を生かした地中熱ヒートポンプ導入推進に補助金予算を拡大したり、積極的に広報をしたり、もっと力を入れるべきではないでしょうか。

補助金制度の今後の展開についても含めて、お考えをお聞かせください。

○松野郷環境部次長 地中熱ヒートポンプについてでございますが、特に冬季における外気と地中熱の温度差が大きい寒冷地におきまして導入のメリットが高く、その普及啓発を図るためには行政による積極的なPRや支援策などが必要と認識しており、市の総合庁舎等に導入されているほか、次期最終処分場管理棟にも導入を計画しており、補助制度と併せ、今後も地球温暖化対策への有効性など、積極的な情報提供も図ってまいりたいと考えております。

また、補助制度の今後の展開についてでございますが、地球温暖化対策は、人類共通の課題として、市はもとより、市民、事業者など、あらゆる主体それぞれが率先した取組を進めていくことが重要であり、再生可能エネルギー設備導入の補助制度は、家庭や事業所における脱炭素化、災害時などのレジリエンス強化、エネルギーの地産地消にもつながることから、今後も、国や道の施策の動向、市場における技術開発動向などに合わせ、都度、制度の改良を検討しながら導入促進につなげる取組を進めてまいりたいと考えております。

○品田委員 先ほど黙禱しましたけれども、東日本大震災の後、原発事故が発生して、本当にいまだに避難して帰れないでいる人たちもたくさんいます。

先ほど笠井委員からもお話がありましたけれども、太陽光発電、メガソーラーですね、特に。今回の私の質問は、個人宅や小さな事業所の補助金の関係でしたので、こういう質問になりましたけれども、メガソーラーや風力発電などについて、私も笠井さんと同じ気持ちでいます。春光台の高台小学校の跡がソーラーパネルでいっぱいになり、今、住宅街にもソーラーパネルが林立してきて

います。

先ほど大きなトラブルはないという答弁でしたが、小さなトラブルは結構発生しております。町内にあるということで、草の問題から、そこに除草剤をまいたとか、フェンスで覆われているけれども、破れて危ない、歩道側に張り出していたけれども、なかなか直してもらえないということで市にも動いてもらったりもしましたが、いろいろな問題がやっぱり発生しています。

一番言いたかったのは原子力発電のことで、逆にCO₂排出で言うのはあれですけど、本来、原子力は本当にお金がかかるし、まだトイレのないマンションと言われているように、本当に非効率なものだと思いますが、それをまた推進していこうという動きがあります。ぜひ、そこはもうしてほしくないなという思いを述べさせていただきます。

それと、蛇足ですけれども、地域エネルギー設備等導入促進費は物価高騰対策交付金の残り5億8千万円のうちから予算が捻出されています。電気料金高騰の折、節電のために高い費用を投資する補助金に充てるというのは、どうこじつけても物価高騰対策交付金の趣旨にそぐわないと思います。

限られた予算の中から捻出する苦労は理解できないでもありませんが、本市への予算支援ではなく、市民の直接的な生活支援に使用すべきと申し述べて、この項の質問を終えます。ありがとうございました。

続きまして、同じ環境部で、環境基金積立金について伺います。

まず、事業の目的と概要についてお示ください。

○佐藤環境部環境総務課主幹 環境基金積立金についてでございますが、環境の保全に係る事業の財源に充当するために設置している旭川市環境基金にふるさと納税を含む個人からの寄附金及び企業からの寄附金のほか、CO₂削減効果クレジット販売収入、基金から生ずる利子を財源として積立てを行うものです。

令和7年度予算額は1千715万2千円、前年度と比較しまして817万8千円の減となっております。

○品田委員 事業の説明には、本市の環境保全に資する事業の経費に充てるため、旭川市環境基金条例に基づき、寄附金、基金から生ずる利子及びCO₂削減効果クレジット販売収入を積み立てるとあります。先ほどの説明の中にもありました。

このCO₂削減効果クレジット販売収入とはどのようなものでしょうか。

○佐藤環境部環境総務課主幹 CO₂削減効果クレジット販売収入についてでございます。

本市は、太陽光発電設備の設置費用の補助を行っておりますが、その要綱において、補助を受けた設備により削減されるCO₂等の温室効果ガス排出削減量を本市で取りまとめるほか、設置した方を会員とし、本市が管理及び運営する形であさひかわ太陽光倶楽部を設置することとしております。

これにより、本市では、クレジット認証手続きを行い、公益財団法人北海道環境財団を通じて環境保全に取り組む企業等に売却し、得られた収入を基金に積み立てているものでございます。

○品田委員 あさひかわ太陽光倶楽部を設立して、市の補助を受けて太陽光発電設備を設置した市民会員や市民文化会館、旭山動物園、市内小中学校等の市有施設の太陽光発電設備等によって削減されたCO₂をクレジット化した売却益ということで、先ほどの地域エネルギー設備等導入促進費

とも連動しているということです。

前年度予算と比較して８１７万８千円減額していますが、なぜでしょうか。

○佐藤環境部環境総務課主幹 環境基金積立金が前年度と比較しまして約８００万円減額しているという点についてでございますが、積立金の主な財源である寄附金は年度により変動がございます。

令和６年度予算においては、気候変動に対する意識の高まりやコロナ禍後の経済の回復などから環境基金への寄附金の伸びを想定し、２千５３３万円の積立金を計上していたところでございますが、本年度の積立額の見込みは約１千５３２万円と、当初の想定を下回る額となっております。

そのため、令和７年度予算では、実績を踏まえた個人寄附金の伸びなどを勘案し、１千７１５万２千円を計上したところであり、令和６年度当初予算額と比較しますと８１７万８千円の減となっておりますが、令和６年度の見込額と比較しますと約１８０万円の増となっております。

○品田委員 本年度の積立額が当初の想定を下回ることから実績を踏まえて計上したということです。

環境基金の積立金の内訳と年度ごとの金額をお示してください。請求した資料がありますので、基金設置と直近の実績でよいので、お願いします。

○佐藤環境部環境総務課主幹 積立金の内訳でございますが、基金を設置した平成２４年度におきましては、企業からの寄附金で６５万２千７４０円、基金利子で１千６８４円、また、初年度、一定額を確保するためのインセンティブ予算として２２２万円、再商品化合理化拠出金で１千万円、合計で１千２８７万４千４２４円を積み立てております。

以降、ふるさと納税を含む個人の寄附金や企業からの寄附金が増加し、直近の実績である令和５年度におきましては、個人寄附金で１千２１６万２千９０２円、企業寄附金で１１９万７千１０円、ＣＯ２削減効果クレジット販売収入で９千６９５円、基金利子で２万３千９６４円、合計で１千３３９万３千５７１円を積み立てております。

○品田委員 令和４年度まで順調に伸びていたＣＯ２削減効果クレジット販売収入が令和５年度になって急に激減したのはなぜでしょうか。

○佐藤環境部環境総務課主幹 あさひかわ太陽光倶楽部における削減効果は毎年続いておりますが、ＣＯ２削減効果クレジット販売収入につきましては企業の購入意欲に大きく左右されるものであり、令和５年度につきましては、企業における購入量が少なかったため、減少したものであります。

○品田委員 企業による購入量が少なかったということで、企業の姿勢に左右されるということです。

では、支出のほうです。

取り崩して活用した事業とその金額の内訳を令和５年度実績でお示してください。

○佐藤環境部環境総務課主幹 環境基金を活用した事業といたしましては、外来種生物対策を実施する生物多様性保全費、ヒグマ等の対策を実施する鳥獣対策費、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策推進費のほか、ごみの減量や廃棄物処理施設に関する事業などがございます。

これらの事業費の財源の一部に環境基金を活用しており、充当額は、令和５年度で、生物多様性保全費で３８２万円、鳥獣対策費で１千１８３万５千円、次世代自動車充電インフラ整備運用費で２２万２千５４２円、地球温暖化対策推進費で３０１万５４０円、ごみ減量アクション推進費で１２１万７９５円、合計で２千９万８千８７７円となっております。

○品田委員 令和6年度の予定額ではあるけれども、令和5年度の残高を1千万円近く上回る額を支出しています。年度末残高が536万7千281円になっているのですね。基金の積立額を先取りした形ですが、どうしてでしょうか。これは正常な使い方と言えるのでしょうか。

○松野郷環境部次長 令和6年度は、先ほども申し上げましたとおり、当初予算の段階では2千533万円の積立てを想定し、令和5年度末残高約2千280万円に積み立てた中から約3千278万円の取崩し額としていたところでございます。

また、取崩し額は環境部の様々な事業に充当しておりますが、特に、令和6年度におきましては、従来の充当事業である鳥獣対策費や地球温暖化対策費が増加していたことや、厳しい財政状況の中、新たに缶・びん等資源物中間処理施設整備費を充当事業に加えたことなどから取崩し額が増加したものでございます。

令和7年度につきましては、そうした状況も踏まえ、取崩し額を800万円とし、令和7年度末残高で1千450万円を見込むなど、継続的に財源として活用できるよう努めてまいります。

○品田委員 令和5年度の残高が2千282万361円、そして、令和6年度は、見込額ですが、既に3千277万8千円と、1千万円近く上回っています。

来年度、令和7年度まであれですけど、今現在の令和6年度の見込額が536万7千281円、それが令和7年度の見込額としても予定されているのが800万円、2年連続で前年度残高以上の取崩しを行うということになっています。捕らぬタヌキの皮算用ということではないでしょうか。やむを得なかったとしても堅実な基金運営を心がけるべきと指摘させていただきます。

令和7年度予算で基金は特定財源としてどの事業に幾ら予算として入っているのでしょうか。

○佐藤環境部環境総務課主幹 令和7年度に環境基金が特定財源として充当されている事業は5事業ございまして、事業費は、5事業合計で5千155万5千円、環境基金の充当額は800万円でございます。

充当額の内訳といたしましては、生物多様性保全費で201万1千円、鳥獣対策費で140万2千円、次世代自動車充電インフラ整備運用費で27万4千円、地球温暖化対策推進費で305万5千円、ごみ減量アクション推進費で125万8千円でございます。

○品田委員 生物多様性保全費や地球温暖化対策推進費などへの基金からの持ち出し額が大きく減っております。各予算項目への基金からの繰入れが減額されたら一般財源を充てなければなりません。

基金創設以来、最も残高が少ない現状をどう考えているのでしょうか。

○松野郷環境部次長 環境の保全に係る事業につきましては、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継ぐとともに、市民の安全にも関わるものでありますが、事業の実施に当たりましては、国の交付金なども活用しながら財源の確保に努めており、環境基金も貴重な財源の一つであると認識しております。

令和6年度末の残高の見込みが基金創設以来最も少ない状況でございますが、次年度の積立額の見通しを勘案し、一定程度の残高を確保しながら運用に努めてまいります。

○品田委員 環境基金をしっかりと守っていくためにふるさと納税や企業寄附を安定して確保していくことが必要と考えます。

ふるさと納税の使い道で用途を指定する23項目の中の13番目に環境基金は載っています。し

かし、企業版ふるさと納税の募集を強化しているプロジェクトには掲載されていないように見えました。

企業版ふるさと納税は企業等寄附にカウントされているのでしょうか。

○佐藤環境部環境総務課主幹 企業版ふるさと納税として環境分野に寄附を受ける場合には、環境基金ではなく、企業版ふるさと納税基金に積み立てることから、環境基金積立金における企業寄附にはカウントされておりません。

○品田委員 基金が創設されたときに再商品化合理化拠出金というのを1千万円積み立てております。これはどういったものなのでしょうか。

また、再商品化合理化拠出金をもう一度積立金に組み入れることは可能でしょうか。

○松野郷環境部次長 再商品化合理化拠出金の環境基金への積立てについてでございます。

本市では、分別収集した資源物の再商品化に係る想定額のうち、市町村負担分を日本容器包装リサイクル協会に支出しておりますが、実際にかかった再商品化費用が当初の想定額を下回った場合、その差額の2分の1に相当する額が当該拠出金として市町村に配分されるものでございます。

本市では、環境基金を設置した平成24年度においてのみ一定額を確保するため、当該拠出金を基金に積み立てた経過がございますが、資源物の品質向上への寄与の程度を勘案して、市町村に配分される当該拠出金の趣旨を踏まえ、基本的には、資源物の再商品化に係る事業費に充当するのが望ましく、恒常的に環境基金に積み立てるのはなじまないものと考えております。

○品田委員 恒常的でなく、一時期だけでも思いましたが、今は難しい、なじまないということでした。基金がなくなれば一般会計から予算立てされると思うのですが、市税が厳しい状況の中で支出が厳しくなることがかなり予想されます。

たくさんの基金の種類があり、どれも重要な取組です。私も科学館やあにまあるの基金創設を要望してきた経緯もありますので、そちらへの寄附を増やしたい思いがあり、ちょっと複雑な思いもありますが、環境基金を増やすためにやっぱり努力をすることが必要じゃないかなというふうに思います。

キャッチコピーの見直しとか、今後どのような対策を考えているか、お聞きしたいと思います。

○松野郷環境部次長 厳しい財政状況の中、環境保全に係る様々な事業を展開していく上で環境基金は貴重な財源と認識しております。

現在、ふるさと納税寄附受付ポータルサイトや環境部で実施する啓発イベントを通じて環境基金への寄附等と呼びかけているところでございますが、基金を増やすためには寄附者の方にいかに選んでいただくかが重要でございますので、今後も引き続き、気候変動への対応や有害鳥獣対策など、喫緊の課題を分かりやすく訴えかけるなど、キャッチコピーの見直しやより効果的な情報発信の手法等について検討を進めながら基金の増加に取り組んでまいります。

○品田委員 環境部での項目は終えたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、市立旭川病院に伺います。

1款3項1目、奨学金の貸付けについて伺っていききたいと思います。

事業の目的と概要についてお示しください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 市立旭川病院看護師等奨学金貸付事業の目的と概要につきましては、将来、市立旭川病院において助産師または看護師として勤務しようとする意思を有し

ている者に対し、その修学に必要な資金を貸し付けることにより、市立旭川病院における看護師等の安定的な確保に資するというものであり、令和2年度から実施しており、毎年度、募集を行い、面接試験を経て貸付け対象者を決定しているものであります。

○品田委員 将来、市立旭川病院において助産師または看護師として働く意思を有している人に貸付けをすることで看護師や助産師の安定的な確保に役立てることを目的とした制度ということです。

令和2年度からの実施ということで、まだ年数がたっていませんが、少し検証していきたいと思います。

令和7年度は、前年度と同じ1千200万円の予算です。1人当たりの奨学金の金額と利子と償還年をお示してください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 奨学金の1人当たりの貸付金額は、在学する看護師等養成施設の正規の修業年限を貸付けの期間の条件とし、月5万円としております。

また、利子につきましては、無利子としております。

なお、償還につきましては、市立旭川病院の助産師または看護師として勤務した期間が貸付けを受けた期間に達したときに全額免除されます。

○品田委員 月5万円で正規の就業年数を上限とするなら、最長で4年間を無利子で貸し付け、償還は貸付期間と同じ期間ということです。年間60万円を最大20名まで利用できる計算です。

ほかの自治体や病院の奨学金と比べてみましたが、入学準備金10万円のほかに、毎月5万円とか、毎年75万円掛ける4年間、合計300万円というところもありましたが、1学年につき1名以内など、狭き門で、金額、そして、利用人数を含めるとトップクラスと誇ってよい制度です。

その奨学金の貸付けを受ける手続はどのように行っているのでしょうか。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 奨学金の貸付けを受ける手続としましては、まず、毎年1月から2月にかけて奨学生の募集を行います。

奨学金貸付制度の利用を希望する方は、奨学金貸付申請書、看護学校等の合格通知書または在学証明書、戸籍謄本または住民票の謄本、学業成績表、健康診断書、連帯保証人の印鑑登録証明書をそろえて申請いただくこととしております。

また、対象者の選考は面接試験により実施し、その内容を院内に設置した奨学生選考委員会で審査し、最終的な対象者を決定することとしております。

○品田委員 学業成績表とか健康診断書などはあれですけども、個人面接試験も実施しているということです。やっぱり、しっかり人柄なども含めて審査するということですね。

それでは、返済について伺います。

留学とか休学、途中退学などをした場合に返済はどうなりますか。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 休学中の対応につきましては、休学の翌月分から復学した月の前の月の分までの貸付けを行わないこととしております。

また、途中退学の場合は、貸付けの決定を取り消し、翌月末までに全額を償還していただくこととしております。

また、留学につきましては特段の規定はないことから、留学先での学習の対象や休学を要するもののかなど、総合的な判断により、対応を検討していくことになると考えております。

○品田委員 これまで、都合で就職しなかったり途中退職したりした人はいたのでしょうか。いた

としたら、その際の償還の方法をお示してください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 これまで在学中に退学した方はおりますが、卒業後、就職しなかったり、償還完了前に途中退職したりした方はおりません。

仮にそのような方が生じた場合の償還方法につきましては、市立旭川病院に就職しなかった場合は就職しない旨の連絡を受けた月の翌月の末日までに、途中退職した場合は退職日の翌月の末日までに全額を償還していただくこととなっております。

○品田委員 全額一括返済ということですね。

でも、この返済期間中に、病気など、やむを得ない事情で退職せざるを得ないときの償還も同じでしょうか。分割返済等はできるのでしょうか。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 当院にて看護師として勤務し、その業務を起因とする心身の故障により当該業務に従事できない場合のほか、管理者が特に必要と認めた場合等に償還の全部または一部を免除することができる規定となっております。

分割返済についての規定はなく、一括返済が原則となります。

ただし、それぞれのケースによって、やむを得ない事情もあるものと考えられますので、個々の事情を鑑みながら柔軟な対応を検討してまいります。

○品田委員 個々の事情も配慮していただけるということです。

それでは、上限年まで働いて、返還した後の離職状況についてお示してください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 当院の奨学金貸付制度を利用した後に当院に就職し、当院の看護師または助産師として勤務した期間が貸付けを受けた期間に達し、奨学金が全額免除になった後に退職した職員は、これまでに2名となっております。

退職の理由ですが、1名が結婚し、市外に転居することによるもの、もう1名が健康上の理由となっております。

○品田委員 やむを得ない離職ということですね。

奨学金受給者は、ほかの人より年間60万円も高い賃金を払っている計算になりますので、できるだけ長く継続して働いてほしいと思います。

昨年度までの利用実績と現在の利用状況、卒業した学校の地域名をお示してください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 事業を開始してから令和5年度までの貸付実績は31名でございます。

内訳といたしましては、令和2年度、貸付け開始が12名、令和3年度が5名、令和4年度が6名、令和5年度が8名となっております。令和6年度には、新たに6名に貸付けを開始し、総数37名となっております。

そのうち、貸付期間を終了し、市立旭川病院に入職した方が17名、事情により貸付け決定が取り消された方が3名おり、現在は17名に貸付けを行っております。

卒業した学校の地域につきましては、旭川市7名、美瑛市3名、深川市2名、紋別市2名、岩見沢市1名、北見市1名、恵庭市1名となっております。

○品田委員 旭川市内が多いかと思いましたが、結構広範囲に利用されているんですね。

現在、17名の利用ということは、卒業生がいれば新年度には貸付枠が広がりますが、いない場合は、20名の枠がありますので、残り3名のみになります。ほかのところでは、新入生のみとい

うところも多い中、本市は在学中の方も受け入れましたので、変則的になっております。

奨学生的人数が年度により極端に差が生じかねないと思いますが、その辺の調整、対策はどのように考えているのでしょうか。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 当院の奨学金制度では、奨学金の貸付け人数を1学年につき5名程度とし、奨学生的人数が年度により差が生じないよう募集人員の調整を行っているところであります。

○品田委員 ぜひ偏らないようにお願いします。

利用者は結構広範囲となっていますが、事業の周知方法はどのように行っていますでしょうか。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 事業の周知方法についてでございますが、募集内容を当院のホームページ等に掲載するほか、道内の看護師等養成施設及び市内の高等学校へパンフレットを送付し、周知を図っているところでございます。

○品田委員 道内の看護師養成施設や市内の高校にパンフレットを送付し、周知を図っているとの答弁でした。

当初、説明を伺ったときには、特に市内高校の進路指導の先生にはしっかり伝わるようにしていると聞いていました。堅実な方法で手続に面接が必要なことや、勤務地が旭川市であり、市税も投入しているので、市民である子どもたちが優先して利用できることは喜ばしいと考えます。

しかし、看護師や助産師の学費は高く、学費以外にも費用がいろいろかかるので、必要としている人にしっかり伝わり、また、より優秀な人材確保策として活用できるように取り組んでいただきたいと思います。

将来的には、道外や札幌圏などから旭川への移住につながる制度としても活用できると考えます。ただ、その可能性を高めるSNSの活用があまりされていないようです。市立病院ホームページのお知らせにはありましたが、分かりにくかったです。

募集期間中には旭川市公式アプリ等での発信はされていたのでしょうか。

また、看護師を目指す人の奨学金制度を知らせるサイト、ガクシー等には載っていませんでした。旭川医大は掲載されていたのですが、市立旭川病院は載っておりませんでした。お考えをお聞かせください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 奨学金制度の周知につきましては、先ほど申し上げたホームページのほか、当院の公式InstagramやXを活用した周知も行っているところであります。

また、ホームページでのお知らせが分かりづらいと御指摘いただきました点につきましては、より目に留まりやすい、あるいは、探しやすい工夫を行い、改善してまいりたいと考えております。

なお、ガクシーなどの紹介サイトの活用につきましては、現在のところ、行っておりませんが、多くの学生に当院の奨学金制度を知っていただくことは、看護師の確保やより質の高い医療の提供にもつながることと考えておりますことから、サイト活用の効果を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

○品田委員 それでは、制度への改善要望はありますでしょうか。

また、現在、病院経営が非常に厳しい中、今後、規模の縮小等の制度見直しが出てくる可能性も考えられます。

この制度をぜひ継続してほしいと考えますが、今後の見通しとお考えをお聞きして、この項の質

問を終えたいと思います。

○木村市立旭川病院事務局長 まず、制度の改善要望ということでもありますけれども、こちらにつきましては、今のところ、いただいているものは特にはございません。

現在、医療機関の大きな課題の一つというのが看護師の確保ということになっております。道内の人口規模の比較的小さい市の公立病院では看護師を募集しても応募がないというような話も実は聞いておりまして、実際に看護師が足りなくて病棟を閉鎖せざるを得ないといった病院も出てきているというふうに聞いております。

また、看護師の働き方というのも、時代だと思いますが、多様になってきておりまして、最近では、派遣看護師というのでしょうか、御自身の好きなというか、希望する時期、希望する場所に、希望する期間、働きに行くというような働き方のようですけれども、そういった看護師を志す方も結構いらっしゃるというふうに聞いております。一方では、市内の医療機関の中で、そういった派遣看護師をお願いをしなければ運営が難しい医療機関も出てきているというようなことも伺っている状況であります。

こうした中、奨学金の貸付制度につきましては、看護師の確保策といたしましては一定の効果があるとは考えておりますけれども、今では多くの医療機関で行われておりまして、制度を持つだけでの優位性というのはかなり薄れてきているのかなというふうに感じております。

また、当院では、奨学金の償還免除期間終了後の離職につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、2名ということで、それほど多くはありませんけれども、他の医療機関の状況をお聞きますと、そういった方が相当数出てきているというような話も聞いておりまして、費用対効果という観点では、当院でもいずれそういった状況となることは考え得るのかなという課題認識を持っております。

今後につきましては、制度の継続というのはもちろんなのですが、当院が選ばれ、また、当院で長く働いていただけるように、適時、現在の状況に応じた見直しを加えながら、さらなる適切な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○品田委員 では、続きまして、地域生活支援事業のうちの移動支援事業についてお尋ねします。

移動支援事業の目的と概要と予算についてお示してください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 移動支援事業は、障害者総合支援法に規定されています市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の一つで、重度の肢体不自由、知的障害、精神に障害がある方など、御自身だけでは外出が困難な方に対し、移動先にヘルパーが同行して外出先で支援を行う事業となります。

医療機関への受診のほか、余暇活動や買物等で利用できるもので、令和7年度の障害者地域生活支援事業費の予算額は2億5千776万7千円で、うち移動支援事業分につきましては5千452万4千円となっております。

○品田委員 障害者地域生活支援事業の予算額の約5分の1が移動支援事業費に費やされているということです。

今年度予算額と直近の決算額は幾らでしたでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 令和6年度の移動支援事業分の当初予算額は5千508万5千円で、令和5年度決算額は5千453万8千380円となっております。

○品田委員 令和6年度予算額が5千508万5千円で、今年度予算額が5千452万4千円とのことでした。今年度予算額と比べますと、次年度予算が56万1千円減額になっています。なぜでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 新年度の予算は、直近の令和5年度決算を踏まえた計上としております。

○品田委員 決算ベースとのことで、令和5年度実績から算定されたとのことですが。

令和5年度決算における国の補助額は幾らでしたか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 令和5年度の国の補助額については、補助対象経費の2分の1に相当する額が2千726万9千円となっているのに対し、実際の補助額は1千506万6千円となっております。

○品田委員 この移動支援事業だけでも1千220万円も国からの補助が少ないのです。本来は補助対象経費の2分の1が支払われるはずなのに、本当に少ないですね。

この間の打合せのときに地域生活支援事業全体の額も伺いましたら、6千万円以上少ない額でした。負担金ならば、ほぼ2分の1負担してもらえますが、補助金なので、2分の1には程遠く、本市の負担が大きくなっていることがうかがえます。

市として国に助成金対象にとの要望は上げているのでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 満額の補助が手当てされていないことについては全国の自治体に共通するものですので、事業運営に支障が生じないよう、国に対して十分な財源の確保をするよう、全国市長会などを通じて要望を行っております。

○品田委員 全国の自治体共通の課題ですので、もっと強力な働きかけを考えなければいけませんね。

次年度予算が減額されたのは直近決算の利用実績から算定されたためとのことですが。しかし、移動支援のニーズは高いけれども、利用できない、利用しづらいとの声を聞いています。

昨年12月14日に移動支援事業の存続と改善を求めた街頭演説会が開かれ、家族や当事者と事業者が異口同音に事業の必要性和利用したくてもできなくなっている事業存続の危機的状況を訴え、市民の理解と支援を求めています。

旭川市としてのこの事業の認識について伺いたいと思います。

○水上福祉保険部障害福祉課長 外出を楽しむということは、障害があってもなくても、生きる活力をチャージする上では必要不可欠なものであると考えております。

本事業は、障害のある方の余暇活動や社会参加をするためのもので、障害のある方が個人として地域社会の中でその人らしい生活を送るための重要な事業であると認識しております。

○品田委員 それでは、現状について伺っていききたいと思います。

まず、報酬単価と利用者負担についてお示してください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 本事業に対する報酬単価につきましては、ヘルパー1名が利用者1名に対して支援を行う個別型支援が30分当たり1千200円、ヘルパー1名が利用者2名に対して支援を行うグループ型支援が利用者1名につき30分当たり840円となっております。

利用者の負担額ですが、要綱では報酬額の10%としておりますが、附則により5%としております。

○品田委員 ヘルパー1名が利用者1名に対して支援を行う個別型支援が30分1千200円、ヘルパー1名が利用者2名に対して支援を行うグループ型支援は、利用者1名につき30分840円、2人でしたら1千680円、利用者負担額は10%のところを5%にしているとのこと。

旭川市障害者移動支援事業実施要綱条文には、利用報酬額の100分の90相当額を市が負担すると記載されていますが、附則でずっと続けて95にしています。収入の少ない障害者に配慮した措置だと感心いたしました。

また、利用者またはその属する世帯が生活保護世帯等でしたら市が全額負担することになっているとのこと。利用者負担額が5%ということは、個別支援型では30分60円、1時間120円、2時間240円ということです。利用しやすい金額だと思います。

ただ、用務先までの交通費と入場料等の必要経費等はヘルパーなどの従事者の分も利用者が負担するそうです。それに対しての支援はあるのでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 本事業は、移動先での介護等による支援を対象とするもので、入館料等について市からの支援はありません。

○品田委員 旭川市障害者移動支援事業実施要綱によれば、サービスの提供範囲は、従事者の介助を必要とするときとし、原則として1日で用務を終えるものとする、この場合において、サービスの提供は、原則として障害者等の自宅から始め、当該障害者宅の自宅で終えなければならないとなっています。

この30分当たり1千200円の報酬には、例えば、ヘルパーが事業所または自宅等から利用者宅へ赴く、また、利用者の介助を終えて帰る往復の時間と交通費やガソリン代、そして、必ず介助の報告書等を書いて提出しなければならないと思いますけれども、その時間は含まれないように見えますが、それは事業所の持ち出し、もしくは、ヘルパーのボランティアになるということでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 委員が御指摘のとおり、本事業におけるサービスの提供範囲は従業者の介助を必要とするときとされており、

報酬の対象となる時間は、ヘルパーが利用者を直接支援している時間となっておりますので、ヘルパーが利用者宅まで行く時間とそれに伴う費用は含まれておりません。

○品田委員 つまり、事業所負担、もしくは、ヘルパーのボランティアということですね。

介護事業の訪問介護費は昨年の改定で減額されましたが、それでも30分以上で387単位です。1単位10円ですから、3千870円です。これは身体介護報酬ですけれども、生活援助では179単位、1千790円です。このほかに多くの加算があります。それでも事業が維持できないと、特に地方町村において廃業に追い込まれている現状があると聞いております。報酬単価を引き上げる考えはありますでしょうか。

○水上福祉保険部障害福祉課長 報酬単価の引上げにつきましては、財源の確保も必要となりますので、事業者や利用者様からの意見も伺い、また、他都市の状況なども参考にしながら検討が必要かと考えております。

○品田委員 旭川市障害者移動支援事業実施要綱には、事業の報酬額は、従事者が利用者を介助し始めてから介助が終了するまでの時間を基準として算定するものとするが、（1）医療機関における診察、治療等に長期間を要する場合であって、従事者が介助することができない時間、（2）公

公共交通機関以外を利用して移動する場合であって、従業者が運転を要している時間は報酬額の算定から除くものとするとなっています。医療機関における待ち時間、診察や治療等は含まれているのでしょうか。

また、診察には立ち会って先生のお話を聞くことも多いと思われそうですが、いかがでしょうか。

人工透析などのように長時間かかり、医療スタッフがいる治療でしたら、一旦離れて別の仕事にかかることも可能ですが、そうでない治療は報酬に含めるべきかと思いますが、いかがでしょうか。

また、従業者が運転に要している時間も除くとなっていますが、移動に公共交通機関を使うことはよいのですが、ヘルパーが少ない中、車での移動は効率的です。例えば、タクシーに乗っている時間が報酬に含まれるなら運転も含めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、通勤、通学、その他目的地において従業者による介助が必要と認められないとき、主たる介護者が疾病または入院等の理由により通学の介助を一時的に行うことができないときはこの限りではないとされていますが、通勤、通学の支援は最もニーズが多い事例ではないでしょうか。

今のままでは、主たる介護者は働くことができず、働けても時間が制限されます。障害を持った子のほかにも子どもがいる方ならなおさらです。障害児だけではなく、ほかの子にも目と手と時間をかけてあげたいし、将来に向けて学資等を貯金するためにも働きたいと考えるのは当然です。

通勤・通学支援を適用範囲にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 まず、医療機関における支援については、法定のサービスである同行援護などを利用する場合、特別な事情がない限り、院内における対応は病院スタッフが行うものとされており、待ち時間や診察、治療等についても基本的には報酬額の算定から除外されておりますが、旭川市の移動支援事業では院内の待ち時間についても支援の必要性が高いものとして対象として認めております。また、診察や説明の立会いにつきましても医療機関から求められた場合については支援として適切であると認めております。

次に、ヘルパーが運転に要している時間の算定についてですが、ヘルパー自らが自動車を運転して利用者を移送することは、道路交通法における安全運転義務の観点から、運転中に介助などの支援の実施は難しいとみなし、算定の対象外としております。

通学等についてですが、本事業の趣旨として、送迎のみでは利用することができないこととしております。そのため、通学や通勤の場合、学校や勤務先ではヘルパーによる介助はありませんので、基本的には移動支援の利用はできません。ただし、保護者の病気ですとか、入院等の緊急時には利用できるものとなっております。

○品田委員 院内の待ち時間は対象と認めており、診察や説明の立会いも医療機関から求められた場合は認めているということです。現実に沿った対応で評価したいと思います。

しかし、ヘルパーの運転中の算定が対象外なのは再考をお願いしたいと思います。介護保険では送迎加算がありますし、障害者総合支援法でも送迎加算があります。運転中でも利用者の状況に気を配り、道の悪いところや道を曲がるときにも気を配って運転していると聞いています。支援の一環として認めているから加算が認められているのではないのでしょうか。算定対象に加えることをお考えいただきたいと思います。

また、通学に対しても、保護者の送迎が当たり前という考えから脱却すべき時期ではないでしょうか。以前は、学校内で重度障害児の保護者が付きっきりで介助するのが当たり前だったのが、今

では変わってきています。障害児とその家族を地域で支える体制が必要だと思います。いかがでしょうか。

○水上福祉保険部障害福祉課長 送迎加算につきましては、ただいま申し上げましたとおり、安全運転の観点もありますので、考え方を整理の上、慎重な判断が必要と考えております。

また、地域で支える体制につきましては、その人らしく暮らすための支援体制の充実というのを本市の第4次障がい者計画の目標の一つと掲げており、自立支援協議会のこども部会において課題の解決に向けて検討や議論を重ねているところです。

○品田委員 今、課題の解決に向けて検討や議論を重ねているということです。ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。そして、実施要綱をもっと現実に沿った利用しやすいものに改定すべきと指摘させていただきます。

利用の支援に従事する人材不足が深刻だと聞いていますが、どのような資格が必要でしょうか。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 本市で必要な資格ですが、保育士や特別支援学校教諭の資格を有している方、介護職員もしくはヘルパーの初任者研修の修了者またはヘルパーの初任者研修を修了することができる要件を満たしている方を事業の従業者として認めております。

○品田委員 結構しっかりした資格が必要なのですね。

私が介護ヘルパーをしていたとき、買物支援の帰り道に向かいから来た通行人に気を取られて、ちょっと目を離した隙に利用者が転倒して、冷やっとしたことがあります。そのとき、体格のいい方だったので、実は私も一緒に転んでしまったのです。でも、私が下になったので、幸い、利用者にけががなかったのですが、同じ時期に病院の退院介助をしていたヘルパーが荷物をタクシーに運んでいるとき、利用者にここでちょっと待っていてくださいと言っていたのですが、その利用者が転倒して骨折する事故があり、賠償問題になったことがありました。ヒヤリ・ハット事例としても検証され、日々、知識や経験を積むことと研修等で事例を検証して共有する大切さを学びました。

だから、資格の大切さは理解いたしますが、障害者移動支援事業所等での移動支援に特化した一定の研修と実技を終えた者とするなど、資格要件の緩和はできないものでしょうか。

○水上福祉保険部障害福祉課長 本事業に関する国の実施要領では、サービスを提供する者の定義として、サービスを提供するにふさわしいものとして実施主体が認めた者とされておりますので、支援場所の限定や要件などの整理は必要となりますが、市が認める範囲での資格要件の緩和は可能です。

○品田委員 この事業は市が実施主体になるということで、実施要件のヘルパーの資格要件の緩和は可能ということです。ありがとうございます。ぜひ、必要とする要件を整理して、従事する人が増えるように取り組んでいただきたいと思います。

さて、利用ニーズは多いはずなのに利用していない、利用できない状況にあるのではないかといいことを検証したいと思います。

旭川市内の障害福祉サービス事業所数と障害児通所支援事業所の数、そして、移動支援事業所の数の過去10年間分をお示してください。

○宮川福祉保険部障害福祉課主幹 市内で指定を受けている事業所数について、平成27年と令和6年の4月現在で比較しますと、障害福祉サービスを提供している事業所は239件から36件増

加して２７５事業所、移動支援事業の対応ができる事業所は５５件から１７件減少して３８事業所となっております。

また、障害児通所支援事業所につきましては、児童の事業所を指定する権限が本市に移譲された平成３１年４月との比較になりますが、６０件から２６件増加して８６事業所となっております。

○品田委員 当該福祉サービス事業所数と障害児通所支援事業所数は増えているにもかかわらず、移動支援事業所が激減しています。採算性を重視する事業所からは関心を持たれにくい事業になっていると思います。

古くから移動支援事業に取り組んできた事業所でも、スタッフ等の高齢化が進み、思いだけでは継続が難しくなっていると聞きます。利用したくても利用できず、障害者の地域生活自体が守れなくなるおそれもあります。

当事者に寄り添い、向き合って事業の改善を図っていかなければならないと考えますが、旭川市として移動支援事業所を増やすためにどのような施策を考えておりますでしょうか、支援の周知も含めてお聞かせください。

○水上福祉保険部障害福祉課長 まず、日頃から利用者へ寄り添った支援を日々続けてくださっています事業者の皆様にご心より感謝を申し上げます。

事業所を増やすためということですが、事業所が減少している、または、維持が難しい要因の一つに担い手の不足があるものと認識しております。

これについては、自立支援協議会からも、事業所の存続には人材の確保が必要で、そのためには、報酬単価の増額ですとか、実態に応じた事業の運用、煩雑となっている事務処理手続の効率化などが必要だと聞いております。しかしながら、この要因一つを取りましても、解決に向けては、財源の確保ですとか、新たな担い手の育成、または、この事業に対する理解の浸透など、一朝一夕ではいかない難しい問題もあります。

そのような状況ではありますが、本市としては、市政方針の中でも恵まれた福祉の下で生き生きと暮らしていくことを打ち出しておりますとおり、移動支援事業についても、関係各所と連携、御協力をいただきながら、少しでも前に進めていきたいという思いであります。

現在、善処に向けた検討を進めているところです。引き続き、本事業への御理解について周知するとともに、あわせて、担い手を維持するための取組についても考えてまいりますので、関係する皆様の御協力をいただきながら、引き続き事業を進めていきたいと考えております。

○品田委員 今、健常者であっても、病気や事故、けがなどで自分や家族がいつ障害者になるのかは分かりません。そうなったときに、通院や買物の生活上必要なためだけでなく、趣味等を楽しむなど、生活に潤いをもたらす利用しやすい支援があることで、どんなに生きがいを感じるか分かりません。当事者目線での改善を一步でも進めていただきたいことをお願いして、質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○高橋紀博委員長 少し早いですが、本日の分科会は以上で終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋紀博委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前１０時から本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後４時３８分